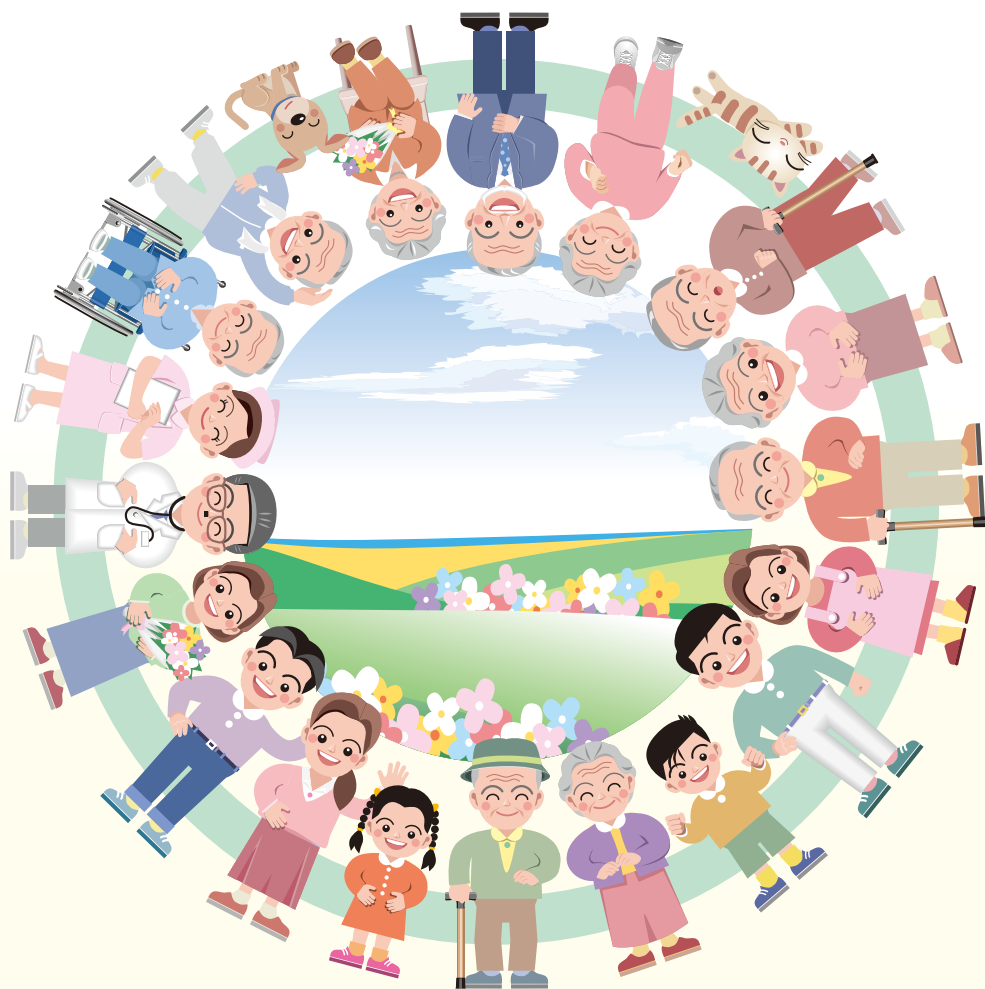


湯梨浜町地域福祉推進計画

第4期 湯梨浜町地域福祉計画

第4次 湯梨浜町地域福祉活動計画



令和4年3月

湯梨浜町・湯梨浜町社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉推進計画の概要

1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の方法	4
4 計画期間	5
5 推進体制と進行管理	6

第2章 湯梨浜町の現状と課題

1 湯梨浜町の現状	7
2 第3期地域福祉計画及び第3次地域福祉活動計画の取り組み状況と課題	17

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	22
2 計画の基本目標	23
3 計画の体系	25

第4章 計画推進のための施策

1 基本目標1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり	26
2 基本目標2 地域福祉を支えるしくみづくり	34
3 基本目標3 共につながるネットワークづくり	42

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

(基本目標2-④町民の権利を守る体制づくり関連)

第7章 再犯防止推進計画

(基本目標3-①分野や立場を超えた支え合いとネットワークづくり関連)

資 料

1 用語解説	61
2 湯梨浜町地域福祉推進計画策定に係るアンケート結果	
3 湯梨浜町地域福祉推進計画策定委員会	

第Ⅰ章 地域福祉推進計画の概要

Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行や、本格的な高齢社会の到来、価値観の多様化に伴うライフスタイルの変化や核家族化など、地域や家庭を取り巻く環境は著しく変化しています。

個人や世帯が抱える福祉課題についても、さまざまな分野の課題が絡み合い、複雑化、複合化する傾向がみられます。

また、地域におけるコミュニティ意識の希薄化や、地域活動の担い手や人材不足などの地域で支え合う力の弱体化が問題となっています。人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、生活、経済に大きな影響を与えています。外出や地域福祉活動の自粛により、閉じこもりによる高齢者等の虚弱化の進行や社会的孤立、外出自粛のストレスにより家庭内での虐待やDV被害などの影響が懸念されます。社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸付が激増しているなど、収入の減少や失業により生活困窮となる世帯も増えていると考えられます。

このような状況の中で、誰もが安心して地域において自立した生活を送るためには、地域住民による支え合いと公的な福祉サービスが連動し、属性を超えた相談窓口の設置など、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、切れ目なく支援する、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

平成29年度及び令和2年度の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向けて地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築が市町村の努力義務と位置づけられました。地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を行っていくため、湯梨浜町地域福祉推進計画を策定するものです。

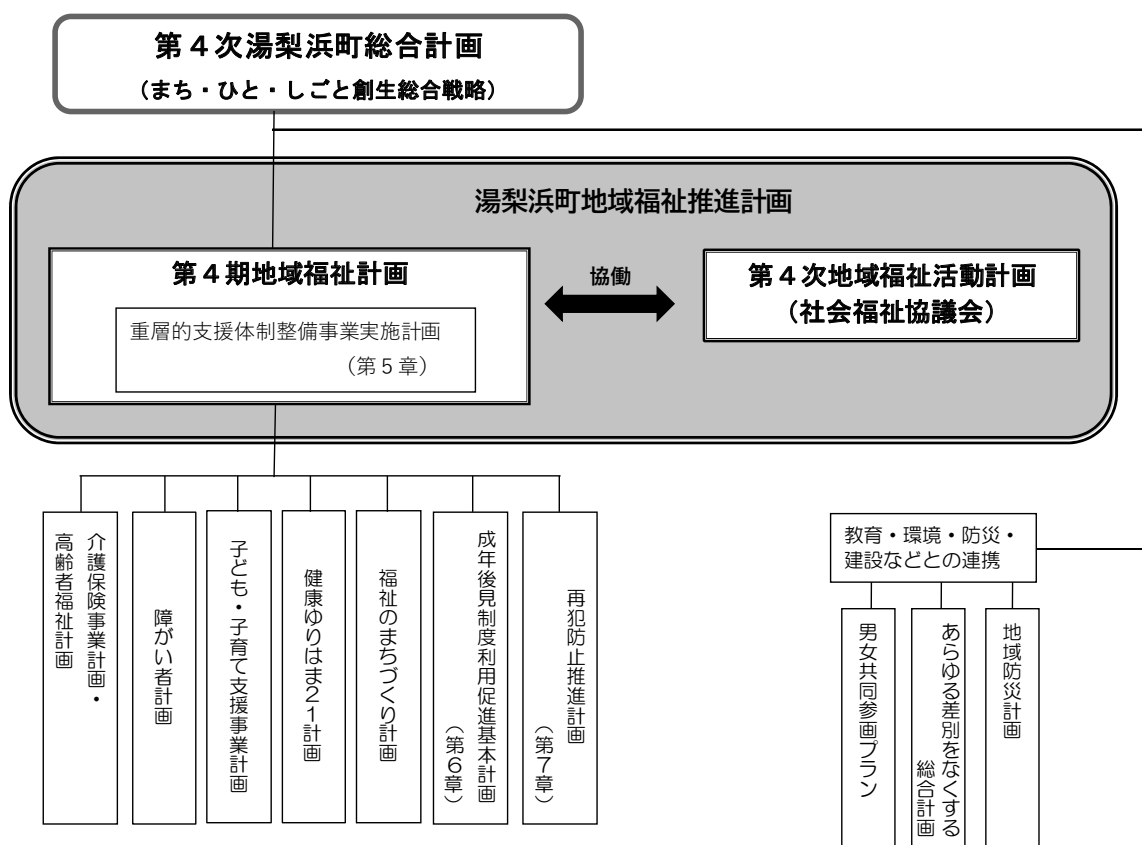
2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画として、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、取り組み等を定める計画です。また、地域福祉計画と一体的に実施する重層的支援体制整備事業実施計画は、包括的支援体制を構築するうえで主に行政が取り組む事業を定めた計画です。

この計画は、第4次湯梨浜町総合計画におけるまちづくりの理念に基づき策定された健康福祉分野の個別計画「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康ゆりはま21計画」、「福祉のまちづくり計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」との整合を図ります。

また、地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉を推進する団体として位置づけられている社会福祉協議会が、地域福祉計画に基づいて住民主体の理念により地域住民、ボランティア、関係機関・団体と協働して策定する実践的な活動・行動計画です。

地域福祉の推進に向けて基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための地域住民の活動や行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を車の両輪と考え、これら2つの計画を一体化し、湯梨浜町地域福祉推進計画として策定することにより、同じ理念を共有し、目標の達成に向けて、湯梨浜町と湯梨浜町社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進していくものとします。



社会福祉法抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 計画策定の方法

(1) 地域福祉推進計画策定委員会

住民組織の代表者、民生児童委員、ボランティア団体の代表者、福祉団体等の代表者、社会福祉施設の代表者で構成される「湯梨浜町地域福祉推進計画策定委員会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

また、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を、「地域福祉推進計画」と一体的に作成するため、成年後見ネットワーク代表、及び保護司を策定委員に加え、各計画の内容とあわせて協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

地域福祉に係る現状やニーズを把握するため、アンケート調査を行いました。アンケート結果については、16ページと資料に記載しています。

○対象者 区長・福祉推進員 233人

○実施期間 令和3年6月11日（金）～6月25日（金）

○回収数 173（回収率 74.2%）

(3) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民から幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和4年1月24日（月）から令和4年2月10日（木）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

4 計画期間

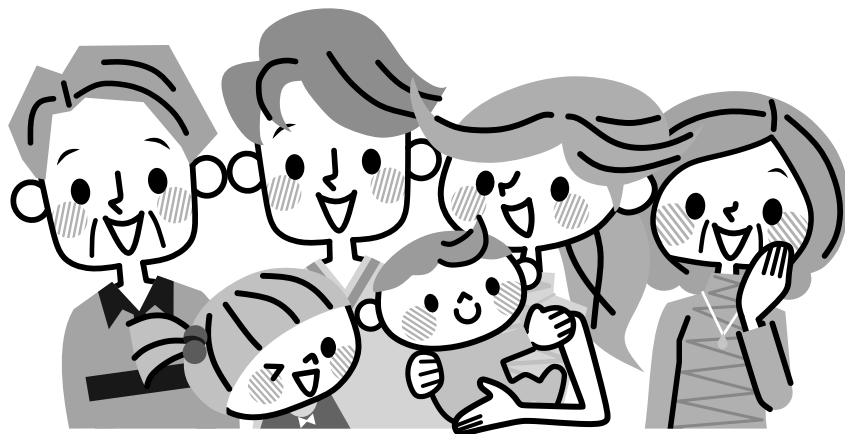
この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、地域福祉を取り巻く急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

2017 平成 29年度	2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2024 令和 6年度	2025 令和 7年度	2026 令和 8年度
				第4次総合計画					
			第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略						
第3期地域福祉計画				地域福祉推進計画					
第3次地域福祉活動計画				第4期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画					
				第1期重層的体制整備事業実施計画					
				第1期成年後見制度利用促進基本計画					
				第1期再犯防止推進計画					
	第7期介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画			第8期介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画					
第3期障がい者計画									
第5期障がい福祉計画				第6期障がい福祉計画					
第1期障がい児福祉計画				第2期障がい児福祉計画					
				第2期子ども・子育て支援事業計画					
	第3次健康ゆりはま21								
第2期福祉のまちづくり計画									

5 推進体制と進行管理

計画の推進にあたっては、町、社会福祉協議会、地域住民、関係団体、事業者等が連携・協働して計画を推進していきます。町においては、庁内関係課が連携し、総合的かつ横断的な施策の実施に努めます。

また、事業実施状況をPDCAサイクルに基づき毎年点検、検証し、令和5年度及び令和7年度に「(仮)地域福祉推進会議」を開催し、進捗状況の報告と評価を行い、必要に応じて改善や見直しを行います。



第2章 湯梨浜町の現状と課題

Ⅰ 湯梨浜町の現状

(1) 人口と世帯数

湯梨浜町の人口は、平成17年をピークに減少を続け、令和2年には16,062人となりました。年齢階層別人口では、65歳以上の人口が増え、少子高齢化が進行しています。湯梨浜町において、高齢者人口及び老年人口比率はともに伸び続け、超高齢社会が進んでいます。

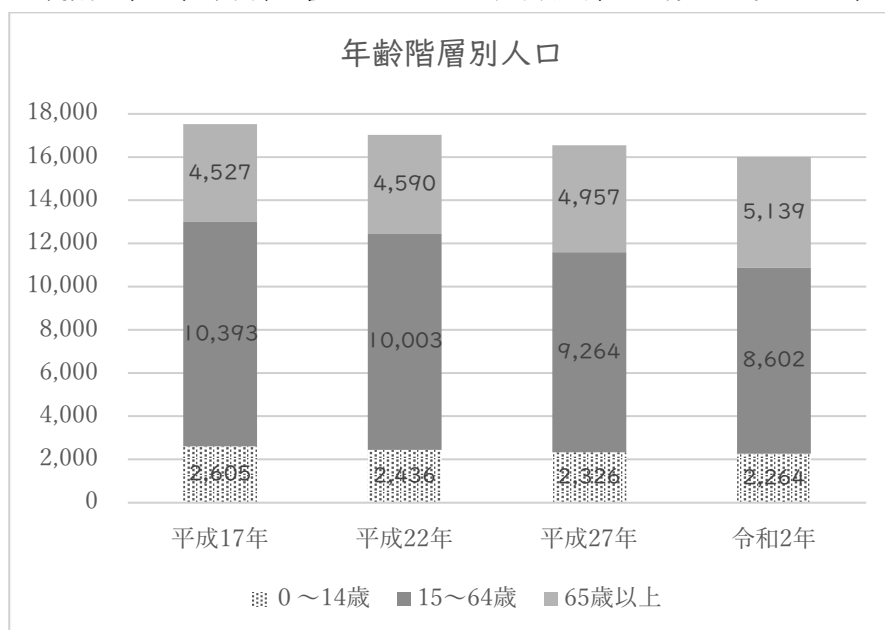
また、世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人員は減少しており核家族化や単身世帯や夫婦だけの世帯など、世帯の多様化と小世帯化が進行しています。

(単位:人、%)

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	17,525	0.8	17,029	△ 2.8	16,550	△ 2.8	16,062	△ 2.9
0～14歳	2,605	△ 7.3	2,436	△ 6.5	2,326	△ 4.5	2,264	△ 2.7
15～64歳	10,393	1.1	10,003	△ 3.8	9,264	△ 7.4	8,602	△ 7.1
65歳以上	4,527	5.5	4,590	1.4	4,957	8.0	5,139	3.7
年少人口比率 (0～14歳)	14.9%	—	14.3%	—	14.1%	—	14.1%	—
老年人口比率 (65歳以上)	25.8%	—	27.0%	—	30.0%	—	32.1%	—

出典：国勢調査

※総数の中に年齢不詳が含まれているため、内訳の計と一致しない。人口比率は年齢不詳を除いて算出。



1世帯当たり人員

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	5,365	5,404	5,463	5,681
1世帯当たりの人員(人)	3.19	3.07	2.94	2.75

出典：国勢調査

(2) 民生児童委員相談・支援件数

(各年度3月31日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	754	1023	652	647	885
高齢者	325	507	221	286	587
障がい者	14	9	14	20	52
子ども	186	229	203	167	65
その他	229	278	214	174	181

庁内資料：総合福祉課

(3) 高齢者の状況

(各年度4月1日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
湯梨浜町の人口 (住民基本台帳人口)	17,154人	16,770人	16,938人	16,856人	16,748人
高齢者人口 (65歳以上)	4,923人 (28.7%)	5,032人 (30.0%)	5,210人 (30.8%)	5,227人 (31.0%)	5,286人 (31.6%)
後期高齢者人口 (75歳以上)	2,696人 (15.7%)	2,711人 (16.1%)	2,763人 (16.3%)	2,747人 (16.3%)	2,750人 (16.4%)
ひとり暮らし 高齢者世帯数	845世帯	917世帯	939世帯	975世帯	1,006世帯
高齢者世帯数	615世帯	658世帯	668世帯	642世帯	709世帯

寝たきり高齢者（施設入所者含む）（ＢⅠ以上）	345 人	310 人	342 人	330 人	343 人
認知症高齢者（Ⅱｂ以上）	581 人	562 人	617 人	648 人	642 人

庁内資料：長寿福祉課

注１：母来寮・ゆりはま大平園・羽合ひかり園を除く。

注２：（ ）の％は人口に占める割合

（４）要介護・要支援認定者数

（各年度１０月１日現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援Ⅰ	40	44	44	55	44
要支援Ⅱ	102	99	108	100	112
要介護Ⅰ	181	193	187	182	205
要介護Ⅱ	185	207	197	204	230
要介護Ⅲ	170	144	138	127	127
要介護Ⅳ	142	132	130	120	126
要介護Ⅴ	79	77	96	93	92
合計	899	896	900	881	936
Ⅰ号被保険者 認定率	17.4	17.3	17.4	16.9	17.9

庁内資料：長寿福祉課

（５）高齢者相談・対応件数

（各年度３月３１日現在）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新規相談	725	725	581	539	478
対応	5,128	4,499	4,408	4,050	4,792

庁内資料：長寿福祉課

(6) 生活支援体制整備事業相談件数

(各年度 3 月 31 日現在)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延相談件数	-	-	40	57	101

社会福祉協議会資料

(7) 障がい者手帳所持者数

(各年度 4 月 1 日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がい	815	792	789	773	769
知的障がい	196	197	196	197	198
精神障がい	260	266	272	281	278
合計	1,271	1,255	1,257	1,251	1,245

庁内資料：総合福祉課

(8) 障がい者相談支援事業

(各年度 3 月 31 日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	431	854	1,133	1,046	1,893

庁内資料：総合福祉課

(9) 障がい者相談員相談件数

(各年度 3 月 31 日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	155	134	110	100	118

庁内資料：総合福祉課

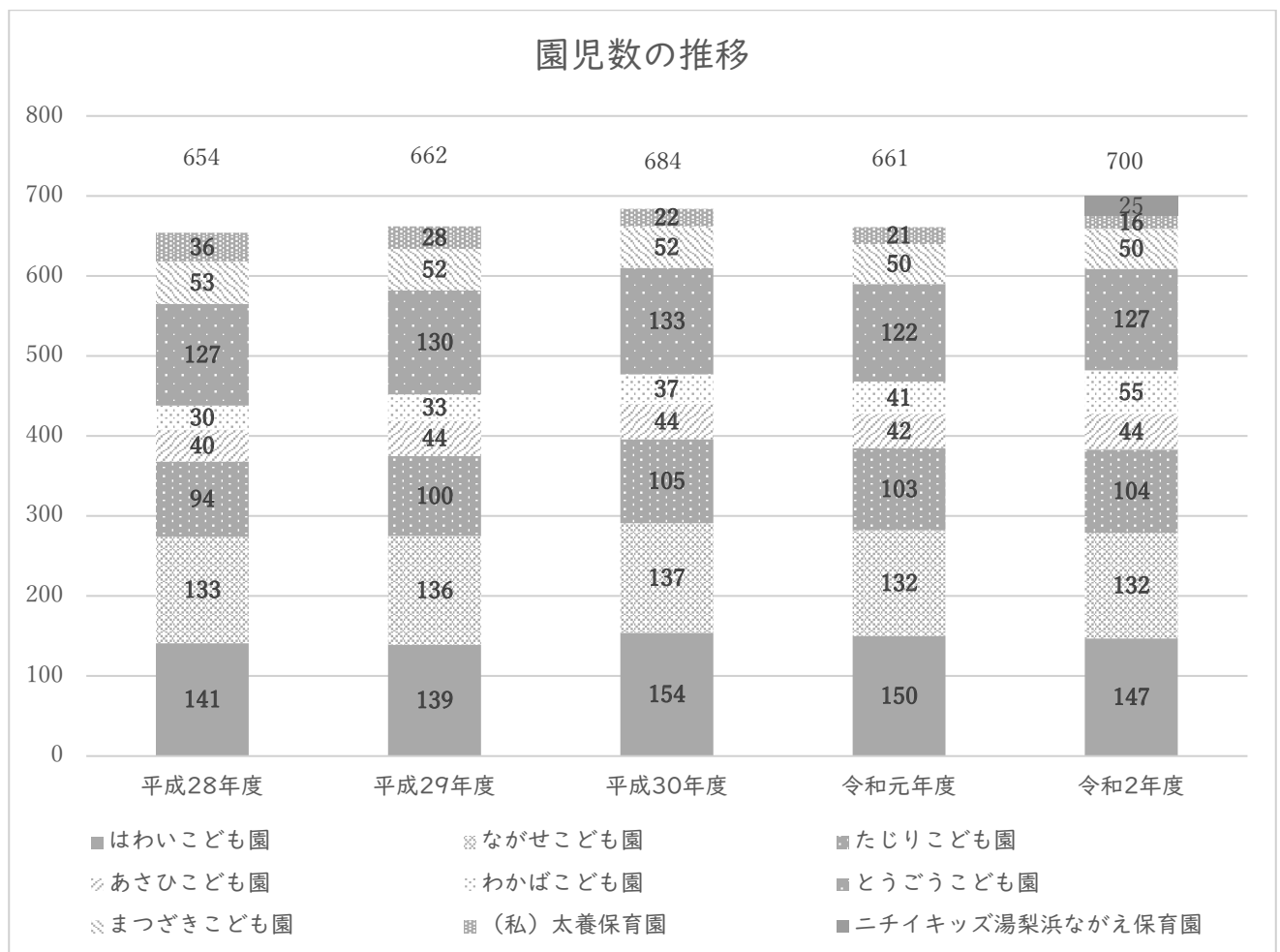
(10) 園児数及び児童生徒数の推移

●園児数の推移

(各年度 3 月 1 日現在)

施設名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
はわいこども園	141	139	154	150	147
ながせこども園	133	136	137	132	132
たじりこども園	94	100	105	103	104
あさひこども園	40	44	44	42	44
わかばこども園	30	33	37	41	55
とうごうこども園	127	130	133	122	127
まつざきこども園	53	52	52	50	50
(私) 太養保育園	36	28	22	21	16
ニチイキッズ湯梨浜ながえ保育園					25
合計	654	662	684	661	700

(資料：社会福祉統計)

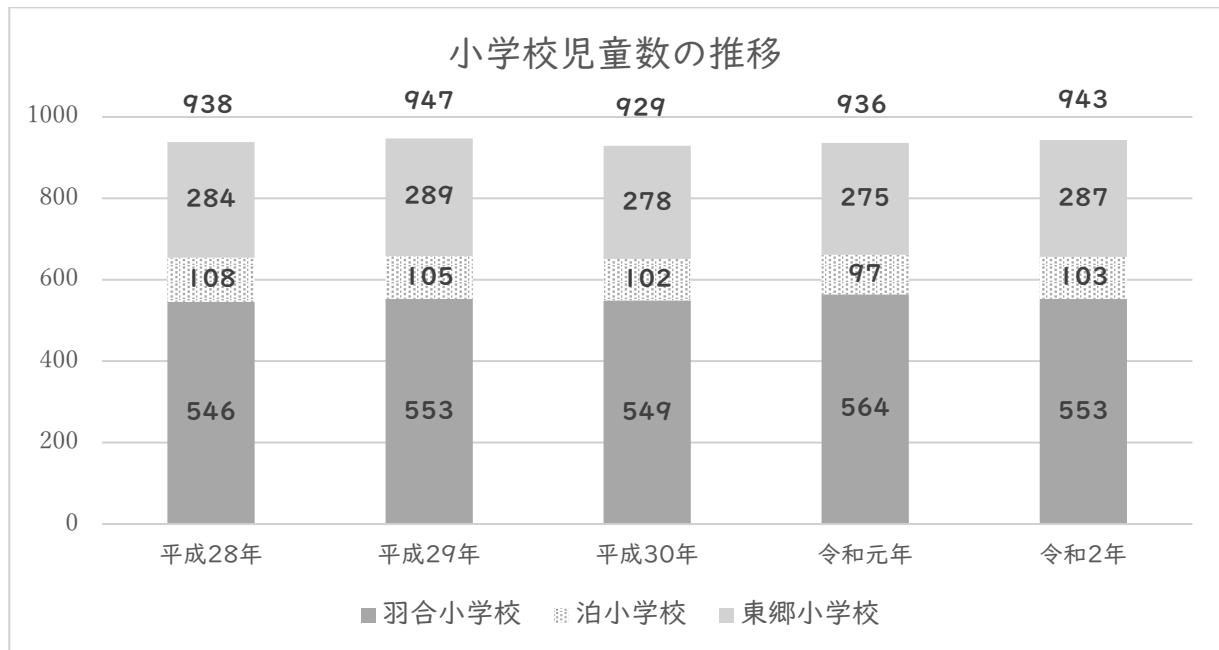


●小学校児童数の推移

(各年度5月1日)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
羽合小学校	546	553	549	564	553
泊小学校	108	105	102	97	103
東郷小学校	284	289	278	275	287
合計	938	947	929	936	943

庁内資料：教育総務課

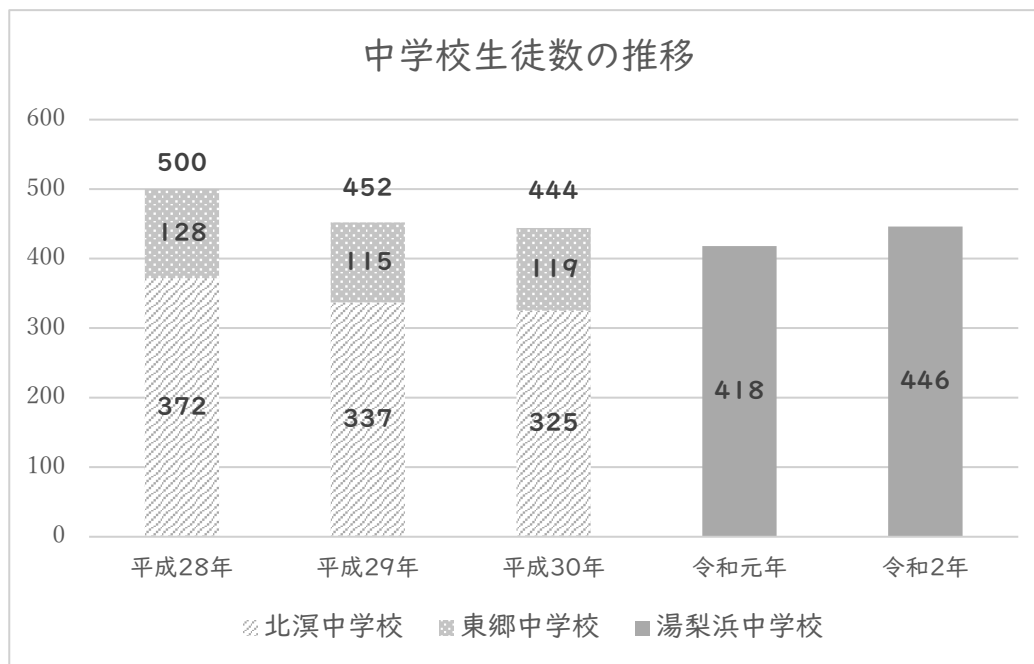


●中学校生徒数の推移

(各年度5月1日)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
北溟中学校	372	337	325		
東郷中学校	128	115	119		
湯梨浜中学校				418	446
合計	500	452	444	418	446

庁内資料：教育総務課



(11) ひとり親家庭

児童扶養手当受給資格者数

(各年度3月31日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給資格者	186	183	181	181	182

庁内資料：総合福祉課

(12) 子育て世代包括支援センター相談等件数（助言・情報提供含む）

(各年度3月31日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談等件数	—	256	332	322	273

庁内資料 子育て支援課

(13) ボランティア登録人数

(各年度3月31日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人数	426	348	409	366	399

社会福祉協議会資料

(14) 日常生活自立支援事業利用者数

(各年度3月31日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規相談	0	0	0	15	2
利用者数	4	5	4	7	8

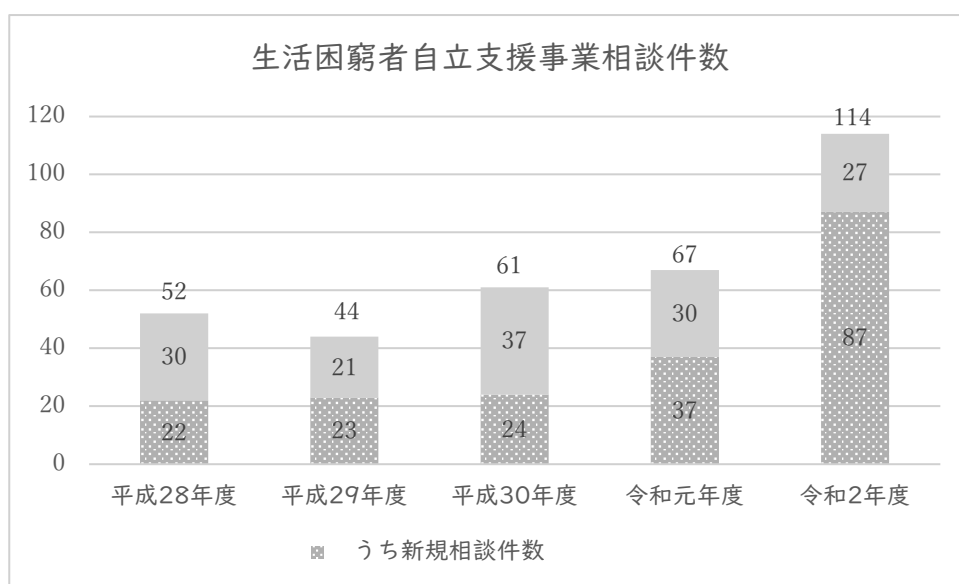
社会福祉協議会資料

(15) 生活困窮者自立支援事業相談件数

(各年度3月31日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延相談件数	52	44	61	67	114
うち新規相談件数	22	23	24	37	87

社会福祉協議会資料



(16) 生活福祉資金貸付件数

(各年度3月31日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延貸付件数	3	2	0	5	171
うち新型コロナウイルス特例貸付	-	-	-	4	167

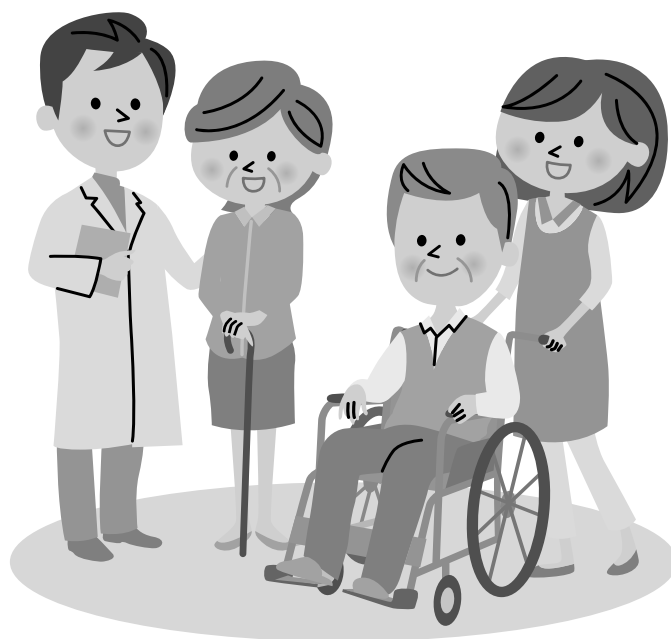
社会福祉協議会資料

(17) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

(各年度 3 月 31 日現在)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
支援件数	-	-	-	-	17

社会福祉協議会資料



(18) 地域福祉推進計画策定に係るアンケート分析結果

地域福祉に係る現状やニーズを把握するため、地域福祉活動にご協力いただいている区長・福祉推進員の方々を対象にアンケートを実施した結果は次のとおりです。

◆近所・地域の人とのかかわり

地域での人と人とのかかわりについて、付き合いを大切にしたい、活動は協力したいと回答された方が多く、地域での取り組みが自主的な活動となるよう支援していく必要があります。

◆地域での課題・問題

高齢者の生活支援や介護を要する高齢者と回答された方が多く、高齢者の支援の必要性を感じている方が多いことがわかります。

自然災害・地域防災と回答された方も多く、災害時の避難等について、取り組みを進めていく必要があります。

◆日常生活の相談先

家族・親族と回答された方が最も多く、知人・友人、近所（地域）の人、行政と続いています。わからないとの回答もあり、困ったことがあった時の相談先を周知する必要があります。

◆近所での支え合い・助け合い

近所の人にしてもらいたいこと、近所の人困っているときにできることいずれも、安否確認、話し相手・相談相手、災害時の手助けと回答された方が多くおられました。

近所同士での支え合いについて、とても必要、ある程度必要と回答された方が9割と、支え合いの必要性を感じておられることがわかります。

◆ボランティア活動

参加したことがあるボランティア活動では、清掃・美化活動が最も多く、高齢者活動、生涯学習・スポーツと続いています。

ボランティア活動を盛んにするためには、気軽に参加できる体制づくりを進め、情報提供を充実させていく必要があります。

◆湯梨浜町で取り組む施策

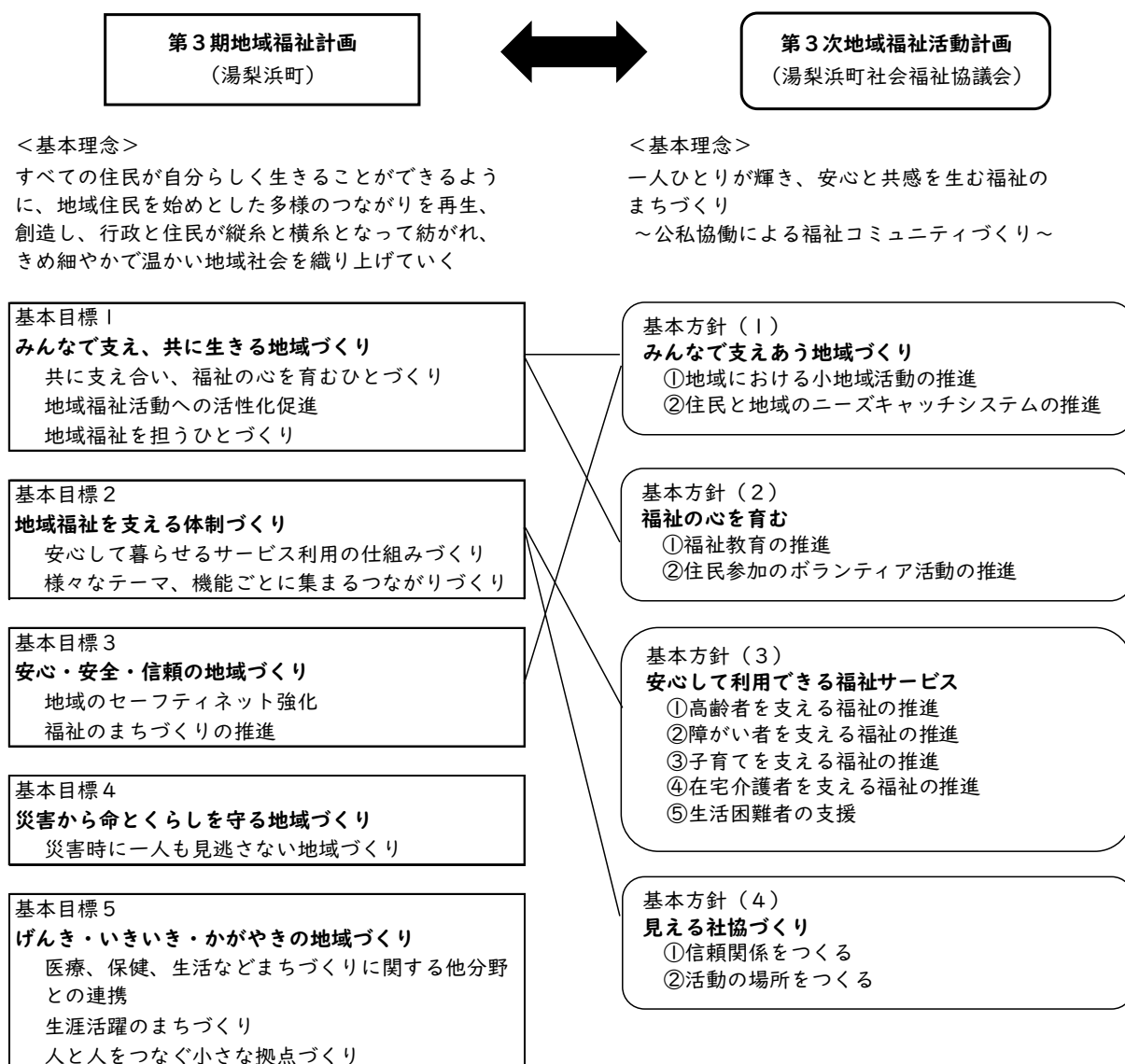
町及び社協に相談窓口を設置し、相談体制を整備していますが、町で優先して充実すべき施策に相談窓口・相談体制と回答された方が多く、町民へ十分に周知できていない状況です。相談窓口を周知し、相談しやすい体制づくりが必要です。

見守り活動や要配慮者の支援体制と回答された方も多く、地域と連携した取り組みが必要です。

2 第3期地域福祉計画及び第3次地域福祉活動計画の取り組み状況と課題

第3期地域福祉計画では、すべての住民が自分らしく生きることができるよう、地域住民を始めとした多様なつながりを再生、創造し、行政と住民が縦系と横系となって紡がれ、きめ細やかで温かい地域社会を織り上げていくことを基本理念とし、5つの基本目標を掲げ、その実現に向けた取り組みを行いました。

第3次地域福祉活動計画では、一人ひとりが輝き、安心と共感を生む福祉のまちづくり～公私協働による福祉コミュニティづくり～を基本理念に4つの基本方針を掲げ、誰もが安心して自分らしく生活できる地域づくりをめざしました。



第3期地域福祉計画及び第3次地域福祉活動計画に沿って実施した基本目標及び基本方針ごとの主な取り組み状況と課題は次のとおりです。

地域福祉計画 基本目標1 **みんなで支え、共に生きる地域づくり**

地域福祉計画 基本目標3 **安心・安全・信頼の地域づくり**

地域福祉活動計画 基本方針(1) **みんなで支えあう地域づくり**

地域福祉活動計画 基本方針(2) **福祉の心を育む**

《取組内容》

- 人権に関する研修会の開催や広報へ人権に関する記事を掲載
- あいサポーター研修や認知症サポーター養成講座を開催
- 小学校における疑似体験学習の実施、小中学生を対象にした福祉体験学習の実施
- 自治会に保健福祉会を設置し、見守りやサロンの開催など地域福祉活動を実施
- 民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員が福祉ニーズに対応するための研修を実施
- ボランティア団体の育成支援
- 特殊詐欺被害防止のため出前講座や街頭でのチラシ配布による啓発活動を実施
- 町民や各団体による登下校時の見守り活動の実施
- 民生児童委員や愛の輪協力員による一人暮らし高齢者の見守り、訪問活動を実施
- バリアフリー調査の結果を基に改修や修繕を実施

《成果と課題》

- 学校における福祉教育については、高齢者疑似体験を総合的な学習の時間の一環として、実際に体感することで机上の学習では得ることができない「思いやりのこころ」について考える機会となっています。学校ごとでも点字や手話教室、あいサポート学習、ユニバーサルデザインなど障がいに関する学習にも積極的に取り組まれています。また、その取り組みはPTA活動にも広がりを見せています。
- 保健福祉会の活動を中心として、支え愛マップづくりやサロン活動に取り組み、一人暮らし高齢者などの見守り体制や災害時の助け合いについて、自分たちで解決していくという福祉力の向上がみられるようになりました。しかし、多くの自治会で、保健福祉会やサロンの取り組み方や運営の担い手不足の問題を抱えています。
- 福祉推進員が保健福祉会の構成員となり、自治会における福祉活動の発展が期待されましたが、自治会によっては、活動が低迷する状況が生まれています。このことが住民自らで地域の課題を解決する力の停滞につながり、地域福祉の推進に大きな影響を及ぼしています。
- コロナ禍において、住民が集まることが制限され、サロンをはじめとする地域福祉活動の自粛により孤立する世帯が増えています。このような状況のなかで、地域福祉のあり方を見直し、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要

があります。

- ボランティアにおいては、近年の高齢化・少子化に加え、人口減少、単身世帯の増加等、ボランティアの担い手不足を加速させる状況が続いており、在宅福祉サービスを継続していくためには、対策を推進する必要があります。町民への広報や関心を持ってもらえるようなメニュー作り、さらには現在活動中のボランティアをサポートする仕組みなど、ボランティアセンター自体の運営に多様な関係者が参加し、意見が反映される体制づくりが必要です。
- 子どもに対する不審者事案や高齢者を狙った特殊詐欺被害が後を絶たない状況であり、また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、地域での見守り活動を推進しました。オレンジベスト隊による登下校時等の見守り活動は、町内に広がりを見せています。
- すべての人が安心、安全で快適に暮らすことができるようバリアフリー化を進め、人にやさしい福祉のまちづくりを推進しました。

地域福祉計画 基本目標 2 **地域福祉を支える体制づくり**

地域福祉活動計画 基本方針(3) **安心して利用できる福祉サービス**

地域福祉活動計画 基本方針(4) **見える社協づくり**

《取組内容》

- 暮らしサポートセンターゆりはまを総合相談窓口として相談体制を充実
- 問題解決のため、医療・保健・福祉・教育・司法等の専門機関との連携
- 子育て世代包括支援センターの開設
- 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、母子手帳アプリを活用した情報提供
- 多機関協働による包括的支援体制構築事業により、ひきこもり等の相談窓口を明確化
- 成年後見制度の制度説明及び申立支援
- 虐待やDV防止に関する啓発、ケースへの対応
- 当事者会や家族会、各団体の運営支援
- 生涯学習の場として各種講座の開催
- 一人暮らし、二人暮らし高齢者世帯ニーズ調査を実施
- 社会福祉大会の開催

《成果と課題》

- 生活困窮者自立相談支援事業と併せて多機関協働による包括的支援体制構築事業を社会福祉協議会に委託し、暮らしサポートセンターゆりはまを相談窓口とし、属性にとらわれない相談体制の充実を図りました。多様化、複雑化した課題を抱えたケースが増加しており、関係機関との連携が一層必要となっています。
- 子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期における一人一人の

ニーズに応じた相談や訪問等を行っています。

- 支援を必要としている人に支援が届くよう、また生活困難者の早期支援のためアウトリーチを取り入れるなど相談支援体制を充実する必要があります。
- 相談窓口の周知や制度の紹介などの情報提供手法を引き続き検討していく必要があります。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業により、認知症や知的障がい、その他の精神的障がいがあることによって判断能力が不十分な人の財産の管理や日常生活の支援を行っています。しかし、十分に利用されていない現状があり、制度の周知及び支援体制の整備が必要です。
- 一人暮らし高齢者宅を訪問し、生活の中での困りごとや要望を聞き取り、課題を早期発見し、福祉サービスにつなげることができました。
- 社会福祉大会を開催し、町民に福祉について関心を持ってもらう機会となりました。

地域福祉計画 基本目標 4 災害から命とくらしを守る地域づくり

《取組内容》

- 避難行動要支援者登録による要支援者、要配慮者の把握及び支援
- 支え愛マップの作成や更新を支援
- 町防災特別対策官による防災講習会の開催
- 集会所のバリアフリー化の支援

《成果と課題》

- 鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、災害時に一人も見逃さない地域づくりを推進しました。
- 支え愛マップ作りに取り組む自治会も増えてきています。今後、より多くの自治会が支え愛マップ作りに取り組めるよう支援し、また、マップの更新についても定期的な活動となるよう啓発していく必要があります。
- 災害時における支援体制については、自主防災組織との連携が必要です。

地域福祉計画 基本目標 5 げんき・いきいき・かがやきの地域づくり

《取組内容》

- 医療・介護・福祉の連携を目的に地域ケア会議を開催
- 鳥取看護大学との連携により「まちの保健室」事業を実施
- 移住定住者に対する住宅取得を支援
- 空き家の有効活用の推進

《成果と課題》

- 地域包括ケアシステムの確立に向けて、地域ケア会議を開催しています。
- 「まちの保健室事業」を実施し、地域全体で健康意識を高め自身の体について関心をもってもらうことができました。
- 地域を支える新たな人材を呼び込むため移住定住を推進し、空き家の有効活用を推進しました。



第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画の基本理念

第4次湯梨浜町総合計画では、一人ひとりが持てる能力を発揮できる、持続可能な社会の形成というSDGsの概念を取り入れ、湯梨浜町の未来都市像を「住みやすく魅力と活気あふれる 愛のまち」と定めています。

福祉分野では「共に支え合う 町民が主役のまちづくり」を基本目標とし、子どもから高齢者、障がいのある人などすべての人が笑顔にあふれ、いつまでも健康で生きがいの持てる安心・安全のまちづくりを推進するとともに、町民一人ひとりが主体的かつ積極的にまちづくりに参画し、町民相互のふれあいによる連帯感あふれる地域社会の構築を目指しています。

また、各分野の施策の推進だけでは困難な課題の解決や目指すまちづくりの実現に向けて、「地域共生社会の確立と進展」と「包括的な支援体制の構築」をテーマに“共につながり 生きていく「支縁社会」の形成”を横断型重点戦略（分野横断的な取組）と位置付けています。

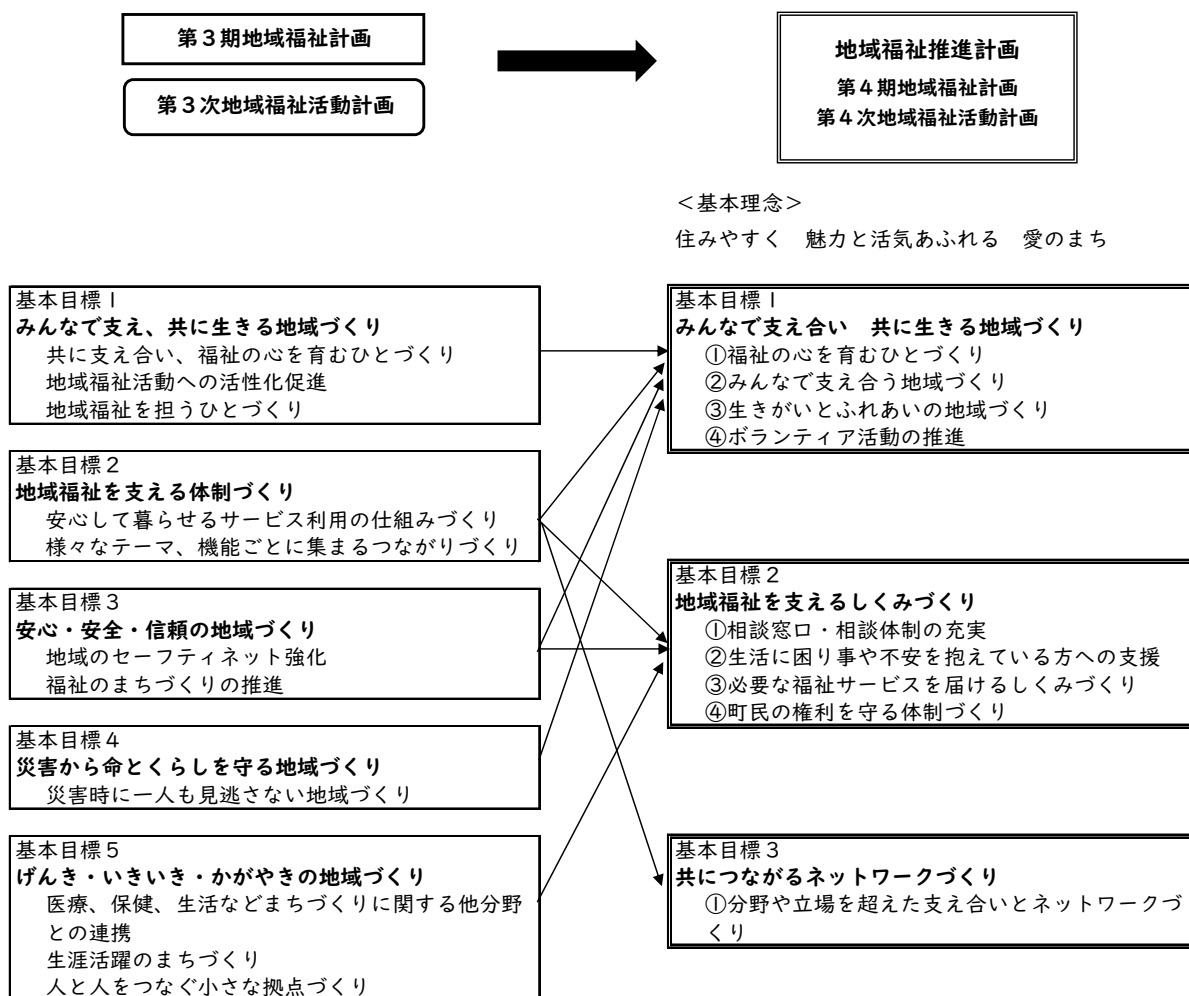
本計画では、これらの考え方をもとに、地域住民による支え合いと公的な福祉サービスが連動し、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。また、属性を超えた相談窓口の設置など、地域を丸ごと支える包括的で伴走型の支援体制の構築と切れ目のない支援を行い、誰一人取り残さない取り組みを推進していきます。



2 計画の基本目標

第3期計画までの取り組みを継続しながら、基本理念の実現に向けて、次の3つの目標を掲げ、地域福祉の推進を図ります。

基本目標1は、主に社協が中心となって町民や地域と共に取り組む「地域づくり」、基本目標2は、主に行政が中心となって取り組む「しくみづくり」、基本目標3は、福祉の領域だけでなく、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、各種支援機関等、地域に関わる多様な主体が連携してチームとして取り組む「ネットワークづくり」としました。



基本目標１ みんなで支え合い、共に生きる地域づくり

みんなで支え合う地域福祉を推進するため、お互いの多様性を認め、お互いを思いやる福祉教育や体験学習の推進を図ります。

地域での見守りや支え合いの推進、住民相互の助け合いや災害時に備えた日常の備え等、地域住民がつながり、支え合い、我が事として参画し、主役となって共に生きる地域づくりを推進します。

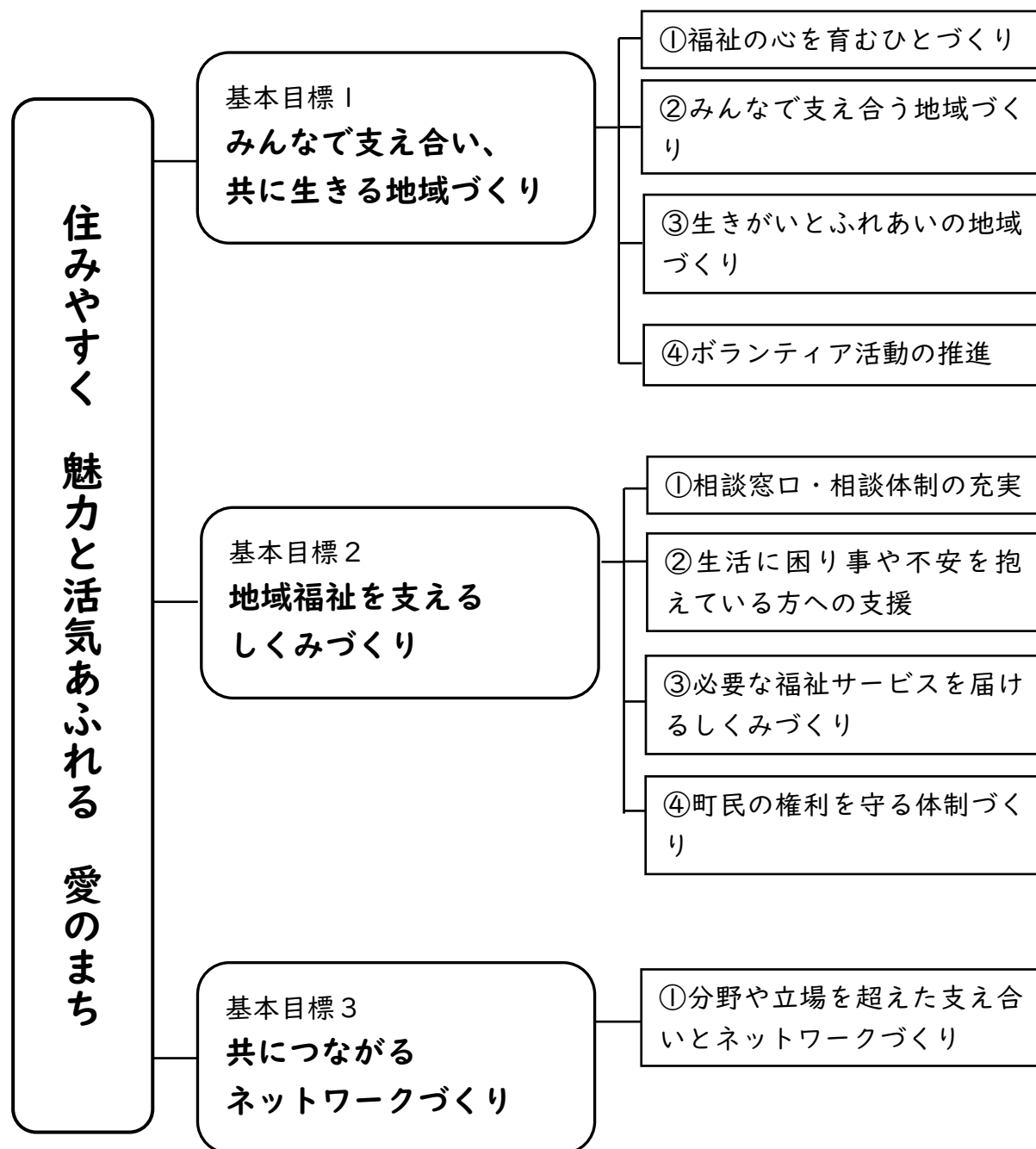
基本目標２ 地域福祉を支えるしくみづくり

住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる地域づくりを目指します。そのために、福祉サービスの適切な利用が推進できる仕組みづくりを進めます。また、福祉サービスに関する情報の提供や、相談窓口・相談支援体制などを充実し、高齢者や障がいのある人、様々な生活課題を抱えている人など、複合的な生活課題にも対応できる福祉サービスの提供と利用促進に努めます。

基本目標３ 共につながるネットワークづくり

複雑・多様化する地域の困りごとに対応するためには、地域住民、行政、社協をはじめとする地域団体、社会福祉施設、企業、NPO・ボランティア団体、学校等、地域に関わる多様な主体が連携して活動に取り組むことが必要です。社会福祉施設に求められる地域における公益的な取組や企業等に求められる社会貢献活動などを通して、より多くの社会福祉施設や企業等が地域団体と連携・協働して地域福祉活動に取り組むことができる環境をつくります。

3 計画の体系



第4章 計画推進のための施策

Ⅰ 基本目標Ⅰ みんなで支え合い、共に生きる地域づくり

① 福祉の心を育むひとづくり

【現状と課題】

現代は、個人のライフスタイルの変化や、住民同士の顔の見える関係や交流を通じた心の触れ合いが少なくなり、福祉意識が育ちにくなっています。

みんなで支え合い、共に生きる地域づくりを推進するためには、お互いの人権を尊重し、思いやりの気持ちをもち、理解を深めていくことが重要です。

障がい者や認知症について正しい理解と手助けの方法を学び実践するため、引き続きあいサポーター研修や認知症サポーター養成講座を、自治会や事業所で開催し、福祉の心を醸成していく取り組みが必要です。

また、小学校では総合的な学習の時間の一環として高齢者疑似体験を行い、実際に体験することで思いやりの心を育てるよい機会となっています。

【方向性】

地域や学校、事業所でのあいサポーター研修、認知症サポーター養成講座や福祉体験学習を推進します。スーパーや金融機関など、認知症高齢者と関わる機会のある事業所へ働きかけを行っていきます。

また、社会福祉大会等の福祉関連イベントや、疑似体験学習、人権に関する研修会等を通し、福祉に対する関心と理解を深める取り組みを実施します。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○あいサポーター研修・認知症サポーター養成講座の開催 障がいや認知症に対する正しい知識や手助けの方法を学び、地域や職場で実践するため研修会を開催します。(地域・学校・事業所) ○人権に関する意識啓発の推進 さまざまな人権問題についての研修会を開催し、町民の人権意識の向上に努めます。 ○こども園・学校における福祉教育の充実 疑似体験学習の実施や保護者を対象とした研修会の開催等、福祉教育や人権教育の推進に努めます。
社協の役割	○福祉体験学習の実施 夏休み等を活用し小中学生を対象にボランティアスクールを

	開催します。 ○疑似体験学習の実施 町内の学校へ出向き、高齢・障がいの疑似体験を支援します。 ○福祉教育協力校の福祉活動を支援 協力校の取り組みを支援します。 ○町民対象福祉教育の推進 社会福祉大会等を開催することにより、町民に福祉について関心をもってもらう機会とします。 地域やPTAにおいて出前講座を開催します。
町民・地域の役割	○研修会へ参加し、理解を深めましょう。 ○地域で行われている伝統行事などに積極的に参加し、子どもから高齢者まで交流を通して地域の良いところや良い取り組みをつなげていきましょう。

② みんなで支え合う地域づくり

【現状と課題】

住民一人ひとりの福祉課題は家族構成や生活様式などにより異なり、内容も多岐多様で複雑なため、公的な福祉サービスではカバーしきれないケースが多くなっており、地域での生活課題は暮らしのあらゆる場面で起こり得ることであり、誰もが当事者になる可能性があるため、一部の人のみが支援する側に回るものではなく、全ての人が担い手、支える側として、自分の持ち味を生かした支え合いが実現できる地域社会を目指す必要があります。

現在では、地域における小地域福祉活動として、各自治会では保健福祉会を中心に一人暮らし高齢者などの見守りやサロン活動、支え愛マップづくりに取り組んでいます。顔の見える関係づくりのためにも「サロン」等居場所の有効性が注目される中、それを運営する担い手が不足しています。福祉推進員が保健福祉会の構成員となり、自治会における福祉活動の発展が期待されておりますが、自治会によっては、活動が低迷する状況が生まれています。このことが住民自らで地域の課題を解決する力の停滞につながり、地域福祉の推進に大きな影響を及ぼしています。

平成27年から令和元年度の5年間で、地域の中で介護予防や健康づくりをすすめる地域のボランティアリーダー役として、100人の「ゆりりんメイト」を養成しましたが、地域での自主的な活動につながっていない現状があります。地域の中でゆりりんメイトを中心とした自主的な活動ができるような仕組みづくりが必要

です。

コロナ禍において、集まることが制限され、地域福祉活動の自粛により孤立する世帯が増えている現状において、感染予防に留意しながら地域福祉活動のあり方を改めて見直す必要があり、同時に、活動への参加者の固定化を解消するため、地域での参加呼びかけを行っていく必要があります。

公共交通機関を利用することが困難な地域があり、高齢者や自家用車を持たない方にとって、買い物や通院などの日常生活で必要とされる交通手段の確保は重要な課題であり、これに対し、自治会で移動支援活動（共助交通）に取り組む動きがみられはじめております。

自然災害の発生が相次ぎ、災害時の避難支援に関心が高まっており、支え愛マップ作りに取り組む自治会も増えていますが、さらに多くの自治会に呼びかけを行い、自主防災組織と連携しながら、マップ作り等地域防災力の強化を推進していく必要があります。

【方向性】

人と人とのつながりが弱まるなかで孤立することないように、地域住民による見守りや交流を行い、子どもから高齢者まで顔の見える関係づくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症により、生活全般において大きな影響を受けている現状においても、つながりを絶やさないため、地域福祉活動の実施方法の工夫や見直しを行い、感染予防に留意した場づくりに取り組みます。

見守りや訪問活動を通じて安心して暮らせる体制づくりの推進強化に努め、地域福祉活動の担い手となっていただく人材の養成に取り組み、地域ごとの福祉活動の実情を踏まえた支援を行います。

見守り活動やサロン活動において、住民の困りごとに気づき、関係機関へつなぐことができるよう、保健福祉会や民生児童委員等に対し、研修や情報提供を行います。

日常生活に必要な交通手段の確保や地域住民の交流の場である地域集会所や公民館改修についての助成などを実施し、地域の中で安心安全に暮らすための支援を行います。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○サロン活動の支援 より多くの地域で、介護予防や健康づくり活動につながるサロンの実施ができるように、ゆりりんメイトとともに短期集中サロン活動を行い、自主的な活動を行う団体への支援をします。 定期的に「ゆりりんメイト全体交流会」を開催し、ゆりりんメイトのスキルアップやモチベーションアップにつなげると
-------	--

	ともに、地域の支え合い活動の充実を図ります。 ○見守り活動の推進 民生児童委員や登下校時の見守り（オレンジベスト隊）の活動を支援します。 民間事業者等による地域の安心安全見守り活動・中山間集落見守り活動を推進します。 ○支え愛活動（支え愛マップ作り等）の支援 平常時の見守り体制づくりや災害時の避難支援等の仕組みづくりを支援します。また、作成したマップが機能するよう自主防災組織と連携し、防災訓練やマップの更新を支援します。 ○移動支援活動（共助交通）の支援 日常生活における移動手段を確保するため、自治会が行う移動支援活動を支援します。 ○小地域拠点集会所等バリアフリー事業の推進 集会所等のバリアフリー事業を支援します。
社協の役割	○小地域福祉活動の推進 コロナ禍におけるサロンや行事の取り組み方について、地域に出向いて提案し、サロン活動の継続実施を支援します。 活動が停滞している保健福祉会に働きかけ、定期的な活動が実施できる体制づくりを進めます。 ネットワーク研修会を開催し、活動者の交流の場を設けます。 ・保健福祉会の拡充 ・ふれあい・いきいきサロン ・サロン世話人交流研修会 ・小地域ネットワーク事業 ○福祉ニーズキャッチシステムの推進 保健福祉会や民生児童委員、愛の輪協力員等による地域での見守り体制の構築を支援します。 支え愛マップづくりを推進し、作成後に認識・共有された課題解決に向けた取り組みを支援します。 ・愛の輪協力員・福祉推進員設置事業 ・支え愛マップづくり ○地域福祉を担う人材育成の推進 地域の役員会や座談会に出向き、活動の内容や必要性について説明し、地域の方と一緒に人材確保に取り組みます。 好事例などの情報提供や、研修会の開催等、人材養成に努めます。 ・アウトリーチによる担い手確保

	○高齢者世帯の個別訪問（アウトリーチ） 個別訪問し、生活課題の早期発見と福祉サービスの情報提供を行います。
町民・地域の役割	○地域の行事や福祉活動等に積極的に参加しましょう。 ○地域の行事では、子どもから高齢者まで集い、顔の見える関係をつくりましょう。 ○小地域福祉活動への参加を呼びかけましょう。 ○支え愛マップの作成・更新を行いましょう。 ○地域の組織に積極的に参画しましょう。 ○認知症の人や地域で生活上の悩みを抱えている人に気づき、相談機関へつなぎましょう。

- ◆目標値：支え愛活動（支え愛マップ作り等）の推進
支え愛活動支援事業に取り組む地区

令和３年	→	令和８年
３６地区		５０地区

- ◆目標値：保健福祉会におけるサロン活動
月１回以上の開催

令和３年	→	令和８年
２１地区		３６地区

③ 生きがいとふれあいの地域づくり

【現状と課題】

誰もが生涯を通じて、健やかに暮らしていくことができるように、また、高齢者や障がい者が社会の一員として積極的に役割を担い、その活力を維持向上できるように、栄養、運動、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけた生活を営むことが重要となります。

しかし、現在のコロナ禍における外出やサービス利用の自粛により、身体的機能

や認知機能が低下し、高齢者の要介護認定者が増加しています。介護予防事業対象者を早期に発見し、必要な施策を展開していくことが必要です。

また、地域社会以外のコミュニティや機能ごとに集まるつながりによるふれあいや交流は、心の健康を保ち社会的孤立を防止することに重要な役割を担うため、感染防止に留意しながら、引き続き推進していく必要があります。

【方向性】

すべての人々が居場所や役割を確保し、自己肯定感をもって自分らしく生きがいをもって暮らし続けることができるよう、地域の仲間づくりの場やサロン活動、高齢者、障がい者の当事者会や家族会の活動を支援します。

高齢者については、閉じこもりの防止や介護予防の普及・啓発を行うとともに、認知症啓発や早期発見に取り組みます。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○閉じこもりの防止 地域の仲間づくり・出会いの場づくりを支援します。 ○フレイル予防・介護予防の推進 介護予防の普及・啓発を目的とした「介護予防教室」や各地域で行われる「サロン活動」を支援します。 ○認知症予防啓発及び早期発見 認知症サポーターの養成、認知症タッチパネル（物忘れ相談プログラム）の活用やフレイル予防チェックリストを実施し、認知症予防啓発や認知症の早期発見に取り組みます。 ○障がい者相談員の支援 障がい者相談員の研修を実施し、相談員活動を支援します。 ○当事者会の活動支援 身体、精神障がいのある方や家族の精神の安定や社会参加促進のため当事者会や家族会を支援します。 ○団体の支援 高齢者クラブやサロン活動団体の活動を支援します。 ひとり親家庭等の連携及び自立に向けて、母子会の活動を支援します。
社協の役割	○生きがいづくりと交流の推進 高齢者クラブの活動を支援します。 高齢者の集いを開催します。 ○介護予防の推進 ・高齢者筋力向上トレーニング事業 ・地域リハビリ・健康教室

	○障がいに対する理解を深め、社会参加を促進する。 身体障害者福祉協会、三幸会（家族会）の活動を支援します。 障がい者との交流の場を支援します。 ・障がい者地域活動支援センターの運営 ・障がい者を含めた交流サロンの実施
町民・地域の役割	○自分の健康に関心をもち、健康づくり・介護予防に努めましょう。 ○地域で交流に参加し、閉じこもりを防止しましょう。 ○当事者団体の活動を知り、理解を深めましょう。 ○趣味や特技を活かし、自分らしく活動しましょう。

④ ボランティア活動の推進

【現状と課題】

ボランティア活動は、個人の自由意志に基づきその技能や経験、時間等を活用して社会に貢献する活動ですが、活動の拠点となる場がなかったり、活動についての情報が十分に提供されていなかったり、充実した環境が整っているとはいえない現状にあります。また、趣味や特技を活かして、施設訪問等を行っているグループもあります。

今後は、体験の機会や拠点となる場・情報の提供など、活動の交流支援に努めるとともに、ボランティア活動の活性化を推進していく必要があります。

【方向性】

ボランティアセンターの基盤構築、あらゆる分野のボランティアの連携に力を入れていきます。また、各種ボランティアの情報を随時ホームページや社協窓口等で広報し、定年を迎えた方や若い世代の方など、ボランティア活動に興味や関心がありながら、参加の機会が得られなかった方々に、ボランティア活動のきっかけづくりとなる取り組みを行い、新規ボランティアの発掘に努めます。

また、現代においては有償サービスというボランティアの形も社会に定着してきました。担い手不足が深刻化するなかで、事業の継続が必要なボランティアについては、有償化を検討します。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○ボランティア団体の支援 ボランティア団体を支援し、活動の充実と促進を図ります。
社協の役割	○ボランティアセンターの運営 広報やホームページなどにより情報発信し、ボランティアの相談・登録・斡旋の充実を図ります。 交流会を開催し、活動者の交流や情報交換の場を設け、活動の活性化を支援します。 ・ボランティア養成講座の開催 ・ボランティア体験 ○災害ボランティアセンターの協働・連携を推進 マニュアルを整備し、訓練を実施します。研修・人材育成に努めます。 情報や課題を共有し、共に協力できるよう協議の場づくりを進めます。
町民・地域の役割	○ボランティア活動に関する情報収集に努めましょう。 ○自分が得意とする分野など、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

2 基本目標2 地域福祉を支えるしくみづくり

① 相談窓口・相談体制の充実

【現状と課題】

生活に困りごとを抱えている人の相談に対応するため、生活困窮者自立相談支援事業を実施し、社会福祉協議会に委託し「暮らしサポートセンターゆりはま」を開設しています。

介護・障がい・子ども・生活困窮などそれぞれの制度ごとの相談窓口はありますが、どの窓口に行くのがよいかわからない人、制度の狭間におちいつている人、複雑化・複合化した困りごとを抱えた人に対する属性にとらわれない相談窓口とするものですが、中には相談に結びつかず必要な支援に結びついていないことがあります。

高齢者においては平成29年に高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて町に協議体を設置し、各地域に生活支援コーディネーターを配置して多様な生活支援サービスを進めています。しかし、地域住民の課題は多様化しており、今後は、さらに多様な主体により生活支援等サービスが提供されることが期待されています。

こういった事業により、高齢者の生活支援や介護予防に関する社会資源の実態把握を行い、地域課題に応じて、住民や専門職、関係団体が参加・連携し対応を図るネットワーク構築を進めておりますが、近年、福祉課題の複合化、複雑化が進んでいることにより、このしくみを、高齢者だけではなく、地域に暮らすすべての人に拡充させていく必要があります。

また、子育てについても、少子・高齢化の深刻化が進み、核家族化、人間関係の希薄化、共働き家庭の増加など、家庭及び地域など子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。次代を担う子どもを健やかに生み育てるため、様々な視点から施策を推進し、安心して子育てができる環境の整備、総合的な子育て支援施策や福祉施策の充実が必要となっています。関係機関・団体、行政などの連携や住民との協働を進め、子育てネットワークの形成による総合的な援助システムの確立が必要です。

【方向性】

行政内部の縦割りを解消し、相談支援を実施するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けて取り組みます。その中で、新規事業としてそれぞれの窓口で待っているだけでなく、アウトリーチなども取り入れ複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届ける事業などの実施を推進します。

また、いろいろな情報提供の手段を活用し相談窓口を周知して、支援が必要な人に適切な支援が届くよう取り組みます。

地域の困りごとを住民同士で解決していくことを目的とした支え合い活動を推進し住民主体による生活支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○重層的支援体制の整備 第5章 重層的支援体制整備事業実施計画に記載 ○地域包括ケアシステムの構築 地域ケア会議を開催し、高齢者の自立した生活を支援するため、地域におけるインフォーマルサービス等を活用した支援を行います。 ○生活支援サービスの充実 生活支援体制整備事業の実施により生活支援コーディネーター及び協議体による情報の共有や連携・協働による取り組みを推進します。 ○子ども家庭総合支援拠点の設置 子育て世代包括支援センターによる「妊娠期から子育て期」についての相談対応機能に加え、子ども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童についてのあらゆる相談に対応することで、2つの機能を一体的に担う拠点として、子育てをする全ての家庭に適切な支援を行っていきます。 ○相談窓口の周知 広報・ホームページ・TCC・母子手帳アプリ（母子モ）・SNSなどを活用し、相談窓口の周知を行います。
社協の役割	○暮らしサポートセンターゆりはまの周知 総合的な相談窓口としての機能を強化します。 あらゆる機会をとらえ町民に周知します。 ○生活支援コーディネーターの活動の充実 各相談窓口に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズ把握、支援者の発掘・育成、居場所づくり、連携に努めます。
町民・地域の役割	○困っている人がいたら、相談に乗ったり、相談できる場があることを伝えましょう。

◆目標値：地域課題の解決

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組：地域ケア会議で抽出した地域課題が解決に至った件数

令和3年	→	令和8年
0件		5件

◆目標値：住み慣れた地域において支え合いを推進する組織づくり

社会参加や交流を通じた日常的な関わりの中で、見守り、相談、課題の発見ができるよう、地域住民・団体・専門職・地域外の人々や団体がつながり、地域の中で協働し支え合う組織づくり

令和3年	→	令和8年
0地区		2地区

② 生活に困り事や不安を抱えている方の支援

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に血縁・地縁・社援といったつながりの希薄化による社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。また、経済的困窮や社会的孤立といった複合的な課題を抱える人や家族も増えています。さらに、自立をめざす生活困窮者を受け入れ、活動できる場を提供するための「地域づくり」も重視されています。

貧困の状況にある家庭では、さまざまな要因により子どもが希望や意欲をそがれやすいと言われています。貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちが夢と希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があります。

【方向性】

地域における生活に困りごとを抱えている人の把握を進め、一人ひとりへの適切なサービスの実施を経て、自立に向けた支援を行っていきます。生活困窮者自立支援事業を行うことにより、既存制度では対応が難しい方々を地域から排除することなく、誰もが地域の中で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指し

ます。また、制度の狭間に陥らないよう、包括的に受け止め、寄り添いながら個別支援を行います。また、県内の複数の社会福祉法人が連携し、自立支援を行う「生計困難者に対する相談支援事業（愛称：えんくるり事業）」を活用し、課題解決を図るための事業を企画し、協働して実施していきます。

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で解決するという意識を持ち、子どもを第一に考えた適切な支援を包括的にを行います。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○生活困窮者に対する支援 生活困窮者自立相談支援事業の実施により、相談窓口を設置し、就労支援や家計管理支援など包括的に生活困窮者を支援します。 ○依存症の人への支援 薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症について正しい知識と理解をもち、当事者が早めに治療や支援につながるよう、情報提供・啓発に取り組みます。 ○子どもの貧困対策の推進 子どもの生活の安定、教育の支援及び経済的支援等、適切な支援を包括的にを行います。
社協の役割	○生活困窮者を含む生活困難者支援を通じた地域づくり 地域の中で居場所や役割を確保し参加できる場の設置に取り組みます。 ○えんくるり事業（生計困難者に対する相談支援事業）の活用法人間の連携を図り、地域交流や制度の狭間に陥り公的支援を受けられなくなっている方々に対する支援に取り組みます。また、相談支援体制を充実させて自立支援を促す支援を行います。 ○暮らしサポートセンターゆりはまの機能拡充 専門の相談支援員による伴走的な支援を行います。 就労支援、家計支援、生活福祉資金の貸付、債務整理、フードサポート（緊急用食糧等支援事業）等、必要に応じた支援強化を図ります。
町民・地域の役割	○支援を必要としている人に福祉サービスの情報を提供し、適切な相談機関へつなぎましょう。 ○生活に困り事や不安を抱えている方への各事業に参画しましょう。

③ 必要な福祉サービスを届けるしくみづくり

【現状と課題】

高齢者、障がい者、子育て等の相談窓口の体制は整いつつある中、中々相談窓口
に結びつかない人もあります。また、事業や制度が複雑化するなどして、適切な福
祉の情報がわかりにくい場合があります。さらに最近では、社会情勢の変化から地
域のつながりが希薄になり、周囲の人たちが支援を必要としている人に気づきにく
く、周りから孤立する人も増えています。

また、高齢ドライバーの増加とそれにより引き起こされる重大事故が社会問題と
なっていますが、地域によっては自宅からバス停や駅までが遠いなど、公共交通機
関を利用しにくい状況があり、買い物や通院等の日常生活の維持のためには、自家
用車に代わる移動、交通手段の確保が必要です。

現在、週1回2台ののりあいバスを運行し、高齢者や障がい者の買い物や通院の
ための移動を支援しています。また、重度障がい者や高齢者等の移動支援のための
タクシー料金の一部助成や、買い物拠点のない地域では、民間事業者による移動販
売なども開始されていますが、今後はさらに、地域のニーズに合った移動手段の確
保について検討が必要と考えられます。

【方向性】

支援を必要としている人に相談窓口の情報やサービスの情報が届くよう、多様な
媒体を介した情報提供の充実を図ります。また、支援を必要としている人に気づく
よう、行政職員の福祉意識醸成を図ります。

生活支援ニーズ（買い物・病院の付添、話し相手、掃除など）を把握し、そのニ
ーズに対応するため社会資源や様々な関係機関・団体と連携して、町民の生活を支
える体制づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○相談窓口の周知 広報・ホームページ・T C C・母子手帳アプリ（母子モ）・SNS などを活用し、相談窓口の周知を行います。 ○情報提供の充実 わかりやすい冊子の作成に留意し、障がいのある人にも届き やすいような、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図り ます。 ○行政職員の福祉意識の醸成
-------	---

	行政職員の福祉意識の醸成や、地域住民の生活課題を的確に把握、改善できる力を養成するための研修の実施や啓発に取り組めます。 ○在宅福祉サービスの支援 移動支援（タクシー料金助成・のりあいバスなど）やまごころ配食事業の充実を図ります。 ○移動支援活動（共助交通）の支援 日常生活における移動手段を確保するため、自治会が行う移動支援活動を支援します。
社協の役割	○情報提供の充実 広報紙やホームページ、メディアや SNS 等を活用し情報提供の充実を図ります。 ○在宅福祉サービスの充実 ・ いこいの日（社協版介護予防事業） ・ 地域あんしんサービス助さん（住民参加型在宅福祉サービス） ・ のりあいバス事業 ・ 配食、会食サービス事業 ・ まごころ配食サービス（毎日型）
町民・地域の役割	○地域の住民が抱える困りごとの解決のために活動に参加しましょう。

④ 町民の権利を守る体制づくり

【現状と課題】

成年後見制度や日常生活自立支援事業により、認知症や知的障がい、その他の精神的障がいがあることによって判断能力が不十分な人の財産の管理や日常生活の支援を行っています。しかし、支援体制の不足により制度の利用に至っていない状況があり、制度の周知及び支援体制の整備が必要です。

高齢者及び障がい者の虐待については、日頃から関係機関と協力や連携を図り、高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議において虐待防止対策のあり方について検討を行っています。

児童虐待については、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し対応しています。子どもが育つ地域のコミュニティでの人間関係が希薄化しており、

育児の孤立や育児不安を抱く親が増加し、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛のストレスにより家庭内での虐待やDV被害が懸念されています。外部に発覚しにくく、対応が遅れた場合は、取り返しがつかない状況になる恐れがあります。早期発見や防止につながるよう町民の理解を広げ、地域の中で気になる事案があれば通報する等相談しやすい体制づくりが必要です。また、迅速な対応、家族への支援等、関係機関との連携を一層強化することが必要です。

消費生活相談窓口への相談件数は増加しており、高齢者をはじめ社会的弱者を狙った詐欺などについての相談も増加しています。特に認知症等の高齢者は本人が消費者トラブルに巻き込まれていることに気づきにくいことから、周囲の見守りが必要です。

【方向性】

成年後見制度については、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

虐待やDVに関して、早期発見や防止につなげるための意識啓発を行い、相談窓口の周知を行います。

地域で見守り活動を行っている民生児童委員や福祉関係者と消費生活相談に関する情報を共有し、消費者被害の未然防止等に努めます。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○成年後見制度の利用促進 第6章 成年後見制度利用促進基本計画に記載 ○虐待の予防啓発及び相談体制の強化 高齢者・障がい者・児童の虐待相談窓口を周知し、相談体制を強化します。広報や研修会の開催により、予防啓発を行います。また「ゆりはますこやかライン」により24時間体制で電話相談に引き続き対応していきます。 ○DVの予防啓発及び相談体制の強化 DV相談窓口を周知し、広報等により予防啓発を行います。 ○消費者ネットワーク協議会の設置 消費生活相談に関する情報を地域の見守り活動行っている民生児童委員や福祉関係者等と共有し、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図ります。
社協の役割	○権利擁護相談体制の充実 地域に暮らす人が、障がいの有無や年齢にかかわらず尊厳をもってその人らしく安心して生活が送れるよう、権利擁護の取り組みを進めていきます。 日常生活自立支援事業を周知し、利用を推進していきます。

	行政と連携しながら、支援が必要な人の発見と適切かつ必要な支援につなげることのできるよう体制整備や、社協が後見業務を行う法人後見事業については、実施に向けて取り組みます。
町民・地域の役割	○日常生活自立支援事業や成年後見制度について理解しましょう。 ○地域に成年後見制度の利用が必要な人に気づいた場合、関係機関に連絡しましょう。 ○虐待やDVについて理解し、気づいたときは躊躇せず通報・相談しましょう。



3 基本目標3 共につながるネットワークづくり

① 分野や立場を超えた支え合いとネットワークづくり

【現状と課題】

介護・子育て・障がい・病気などにとどまらず、住まいや就労を含む日々の生活の全般に及ぶ複合・複雑化した課題を抱える本人や世帯について、既存の制度では対応しきれないケースが生じています。

【方向性】

困りごとがある人が、どの分野の窓口につながっても支援が受けられるよう、それぞれの支援機関同士が連携し、ネットワークを構築してチームとして支援できる体制をつくっていきます。

本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが求められています。

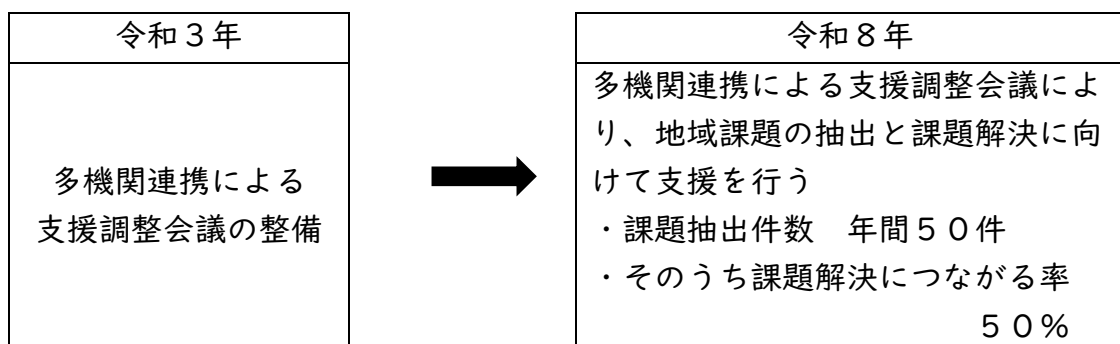
福祉の領域だけでなく、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等や各種支援機関といった多様な地域の構成員が、それぞれに活動するだけでなく、自ら地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められます。

【具体的な取り組み】

行政の役割	○包括的支援体制の整備 支援会議(社会福祉法第106条の6)を設置し、分野横断的な事案にもチームで対応できる体制づくりを進めます。 ○地域内での見守り支援の推進 民間事業者等による地域の安心安全見守り活動・中山間集落見守り活動を推進します。 ○地域づくりの支援 住民に身近な圏域を中心とし、すべての地域住民を広く対象として地域での交流の場や居場所の確保を推進します。 ○切れ目のない支援 子どもや高齢者など、年齢や属性で支援が途切れることのないよう関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。 ○社会福祉法人の公益的な取り組みとの連携 社会福祉法人が行う公益的活動と利用者の福祉ニーズとのマ
-------	--

	ツチングを行い、社会とのつながりを作るための支援等を行います。(関連：重層的支援体制整備事業のうち参加支援事業) ○犯罪被害者等の支援 犯罪被害者が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう関係機関と連携し、必要な支援を行います。 ○再犯防止の取り組み 第7章 再犯防止推進計画に記載 再犯防止等の「出口支援」に併せて、起訴猶予者などの「入口支援」にも取り組みます。
社協の役割	○法人・企業等との連携推進 中間就労や就労準備の場としての活用を促進します。 多業種間の連携、ネットワークの構築に努めます ○複合的な課題への対応 8050問題、ひきこもり支援、老老介護、多重債務、ヤングケアラー等の困りごとを各専門の窓口へ適切につなぎます。
町民・地域の役割	○各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めましょう。 ○事業所においては、多様な人が活動や就労できるよう配慮に努めましょう。 ○地域住民自らもネットワーク（支援チーム）の一員として参加・協働しましょう。

◆目標値：多機関連携による支援体制の構築



第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

【計画策定の趣旨】

一つの世帯に複数の課題が存在している状態、例えば、80代の親が50代の子を支える8050問題や、介護と子育てのダブルケア、世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届きづらい現状があります。

そんな中、地域共生社会の実現を目的として、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法(以下「法」という。)に基づき令和3年4月から実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業(以下「本事業」という。)です。

本事業では、町全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須とされています。

【計画の位置づけ及び期間】

本事業の実施にあたっては、実施計画を策定することが社会福祉法第106条の5に規定されており、この計画は、その規定に基づき策定するものです。

また、湯梨浜町地域福祉推進計画の理念に基づき、地域共生社会の実現に向け、より積極的に地域福祉を推進するために策定します。併せて、町障がい者計画、町子ども・子育て支援事業計画、町介護保険事業計画などの町の他の法定計画との整合性を図っていきます。

本実施計画の期間については、上位計画である地域福祉推進計画と同様とし、評価見直しについては、地域福祉推進計画と併せて実施するものとします。

社会福祉法(抄)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。

【現状と課題】

困ったときにどこに相談してよいか分からない人や介護と子育てなどの一つの窓口では対応できない悩みを抱えている人に対しては、ワンストップで受け止める窓口を活用し、必要な支援につながるようにすることが重要です。

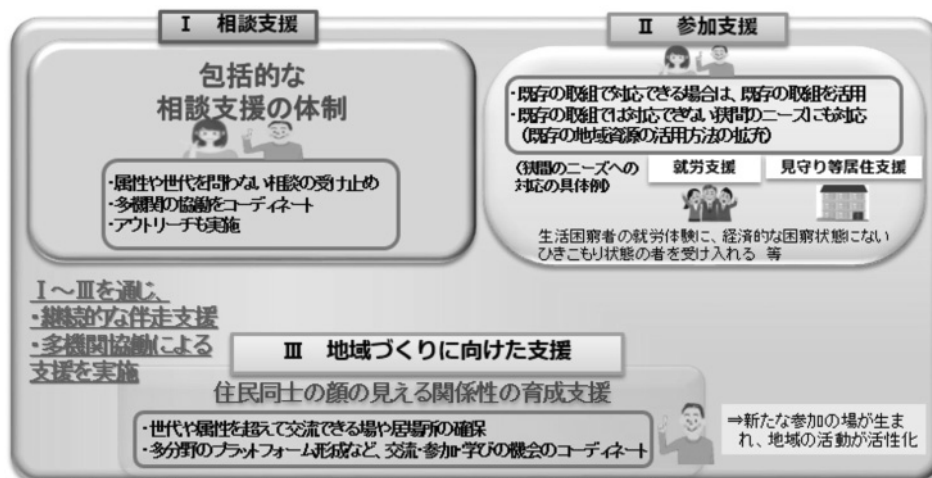
また、ひきこもりやゴミ屋敷などのような解決が難しい課題は、従来の属性ごとの支援だけでは対応が難しいことが多いため、家族や地域住民が相談できる窓口の環境を整え、地域や行政、専門の支援機関などが連携して対応することが求められています。

【計画の基本方針】

個人が抱える課題の複雑・多様化が進んでいることを踏まえると、対人支援、特に個人の生活に身近な市町村レベルの支援においては、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくための「伴走型支援」の強化が求められています。「伴走型支援」とは、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていくことを目指します。

市町村の伴走型支援を実践する上では、「専門職が時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」といった双方の視点を重視する必要がある、それにより地域におけるセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていきます。

既に実施している介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別に行われている既存の相談支援や、地域づくりの取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対する包括的な支援体制を構築するため、町全体で全町民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業を展開します。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 扶困のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

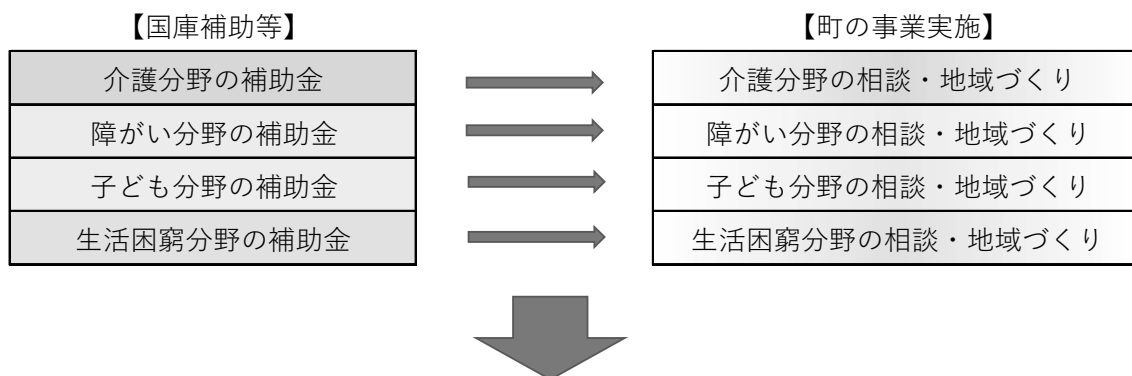
【本事業の枠組み】

本事業は、町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。

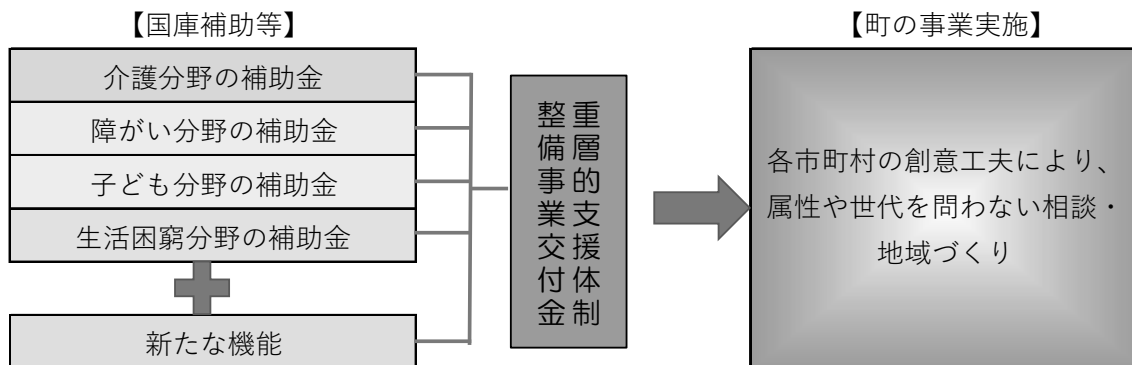
そのため、従来、分野(介護、障がい、子ども、生活困窮)ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助金に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助金を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」(法第 106 条の 8、第 106 条の 9)として交付されます。

また、行政内部の縦割りを解消し、町全体での認識の共有と取組が不可欠であり、特に介護・障がい・子ども・生活困窮分野の関係部局による連携を強化し、一体的な実施を図るとともに、町全体として包括的な支援体制が構築されるよう、部局を超えた協議体の構築などを実施していきます。

これまでの仕組みのイメージ



重層的支援体制のイメージ



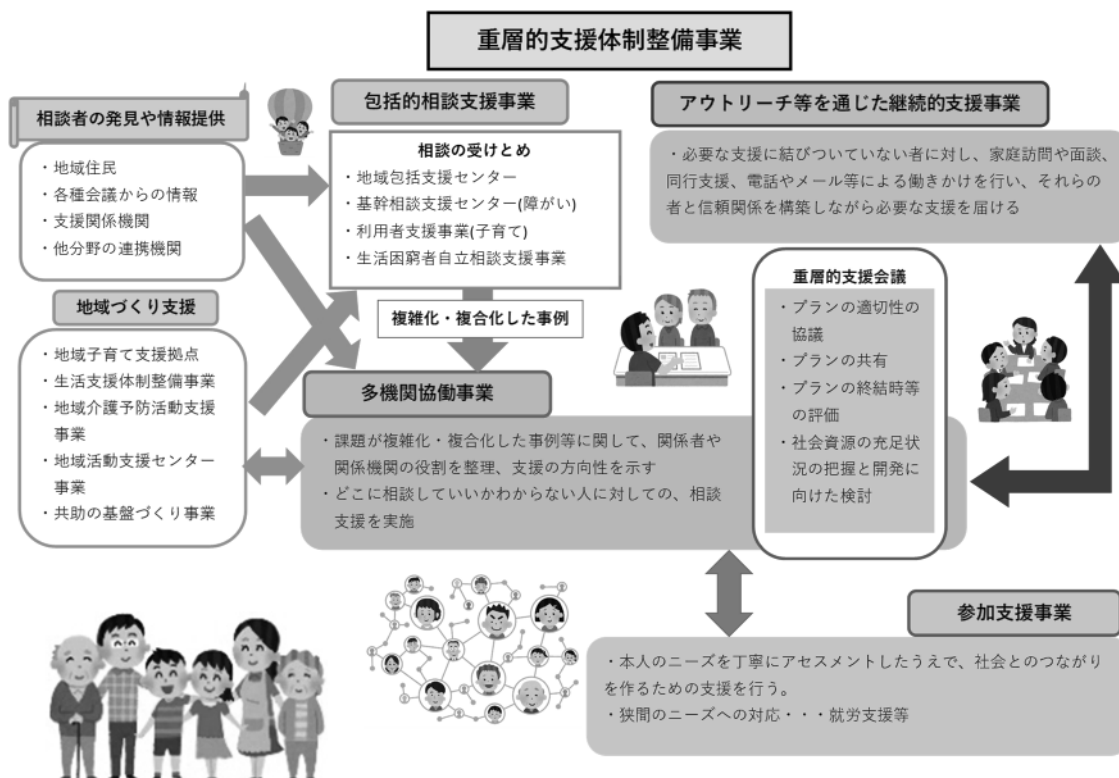
【本事業の内容】

行政内部において具体的には、「地域共生包括的支援体制構築庁内連絡会(仮称)」を立ち上げ、庁内における定期的な情報交換・共有、包括的支援体制構築への理解を深めるための研修実施、町として事業充実に向けての協議の場として、有機的な協議体の構築を目指します。

また、行政内部の体制構築に加え、町社協の委託事業や地域福祉において発揮される強みを生かし、町と町社協が車の両輪として連携し合い重層的支援体制整備事業を実施していきます。

令和3年度から法改正により重層的支援体制整備事業が開始され、当町においては、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施中です。この移行準備事業は3年を限度に実施可能となっており、遅くとも令和6年度までには重層的支援体制整備事業を開始する必要があります。

令和3年度時点では、本事業を構成する12の事業のうち9つの事業を町直営・社協等への委託により既に実施しています。新たに取り組む必要がある3つの事業については、移行準備事業実施中に取り組めるものから先に取り組む始めるものとしします。



【重層的支援体制整備事業において実施する事業】

※実施形態は令和３年度時点のものです。

区分	実施する事業	実施体制・内容	
相談支援	地域包括支援センターの運営 [法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイ]	地域包括支援センター 【支援対象者】65 歳以上の高齢者等 【支援内容】総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント 【実施形態】町直営 【所管課】長寿福祉課	既存
相談支援	障害者相談支援事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ]	障がい者相談支援事業 【支援対象者】障がいのある人及びその家族等 【支援内容】一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、障がい者相談支援センターの運営、ジョブコーチ、発達障がい児及び家族等への相談支援 【実施形態】委託 【所管課】総合福祉課	既存
相談支援	利用者支援事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ]	利用者支援事業 【支援対象者】子ども及びその保護者等 【支援内容】子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整等を図る。 【実施形態】町直営 【所管課】子育て支援課	既存
相談支援	生活困窮者自立相談支援事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のニ]	自立相談支援事業 【支援対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等 【支援内容】生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討・支援提供、支援計画の評価等 【実施形態】委託 【所管課】総合福祉課	既存

区分	実施する事業	実施体制・内容	
地域づくり支援	地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり [法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号]	地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり 【支援対象者】全町民 【支援内容】誰もが安心して地域で生活していけるよう、買物弱者に対する買物支援やちょっとした困りごとへの対応など、既存制度では対応が困難なものなどへの支援を行う。 【所管課】総合福祉課	新規
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイ]	地域介護予防活動支援事業 【支援対象者】65 歳以上の高齢者等 【支援内容】高齢者の心身の健康保持、介護予防、地域での支え合い体制構築を目指し、サロン活動の活性化など、住民の主体的な取組による地域介護予防活動を補助金制度により支援を行う。 【実施形態】町直営 【所管課】長寿福祉課	既存
地域づくり支援	生活支援体制整備事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のロ]	生活支援体制整備事業 【支援対象者】65 歳以上の高齢者等 【支援内容】高齢者に対する日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため、生活支援コーディネーターの活動を強化するとともに、協議体を開催し、地域のニーズ把握や課題抽出を行い、地域に合わせたサービス創出を検討する。 【実施形態】委託 【所管課】長寿福祉課	既存
地域づくり支援	地域活動支援センター事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のハ]	地域活動支援センター事業 【支援対象者】在宅の障がいのある人等 【支援内容】在宅障がい者の創作活動や生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進を図る。 【実施形態】委託 【所管課】総合福祉課	既存

区分	実施する事業	実施体制・内容	
地域づくり支援	地域子育て支援拠点事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のニ]	地域子育て支援拠点事業 【支援対象者】乳幼児及びその保護者等 【支援内容】子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を実施する。 【実施形態】町直営 【所管課】子育て支援課	既存
新たな機能	参加支援事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号]	地域・社会参加支援事業 【支援対象者】全町民 【支援内容】既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所などの地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 【所管課】総合福祉課	新規
新たな機能	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号]	アウトリーチ事業 【支援対象者】必要な支援が届いていない人等 【支援内容】長期にわたり人と社会との交流をしてこなかった方など、本人との信頼関係を築くまで時間を要する方等に対し、トータルの見守り支援を行う。 【所管課】総合福祉課	新規
新たな機能	多機関協働事業及び支援プランの策定 [法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号・第 6 号]	多機関協働事業及び支援プランの策定 【支援対象者】全町民 【支援内容】困り事を抱える人や支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援機関同士の連携体制を構築し、チームとして「断らない相談支援」「伴走型支援」を行う。 【実施形態】委託 【所管課】総合福祉課	既存

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

【計画策定の趣旨】

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、発達障がい等の理由で自分では判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が策定され、国ではこれまでの取り組みと、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。この計画の中で、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるように努めるものとされたことから、本町では新たに「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

基本計画は、上位計画に位置付けられる「第4次湯梨浜町総合計画」と調和し、「湯梨浜町地域福祉推進計画」と一体的に連動して取り組み、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」など、その他の関連計画との整合性を図ります。

基本計画の期間は、「湯梨浜町地域福祉推進計画」に準ずるものとします。今後、基本計画の見直しについては、「地域福祉推進計画」との整合性を図り、実施します。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【現状と課題】

全国的に認知症高齢者や障がい者手帳保持者の増加が進んでいる中、本町における認知症高齢者数は、令和2年度末で776人、ひとり暮らし高齢者世帯数は1045世帯、高齢者世帯数は743世帯と、年々増加傾向にあります。また、障がい者数では、大幅な増減はないものの、精神障がい者の数が増加傾向にあります。日常生活に支障がある人達の権利擁護支援のニーズが高まっており、相談件数、申立て支援件数ともに、年々増加傾向にあります。しかし、成年後見制度はこれ

らの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。成年後見制度につながっていない要因として、地域住民に十分に浸透していないことや、申立てから開始までに時間がかかること、申立て費用や後見人等への報酬の支払いといった金銭的負担から利用したくない等が考えられます。

地域共生社会の実現（ノーマライゼーション）、意思決定支援（自己決定の尊重）、財産管理に留まらず、本人の意思を尊重した寄り添った支援（身上保護）といった成年後見制度の理念を重視し、認知症や障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用の必要な方が、適切に支援につながる体制の整備が求められています。

平成 25 年度、中部地区 1 市 4 町は、それまで専門的な相談支援に取り組んでいた一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉と「中部成年後見支援センター運営事業」に関する委託契約を結び、成年後見制度の相談支援や家庭裁判所への申立支援、困難事案の法人後見受任等に取り組んできました。

また、成年後見制度を含む権利擁護支援に係わる中部地区の関係機関・団体が「中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議」を組織し、権利擁護の視点から情報共有と中部地区全体に共通する課題解決に取り組むとともに、制度の利用促進と相談支援体制の充実を図ってきました。

さらに、令和 2 年度には、国の成年後見制度利用促進基本計画に規定する中核機関を中部地区 1 市 4 町と一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉とで共同設置し、地域連携ネットワークが担う具体的機能について、中核機関連絡調整会議の場で継続協議を行っています。

●湯梨浜町の権利擁護（成年後見制度利用）に関する現状

地域包括支援センター成年後見制度相談・支援件数

	平成 28 年度	令和 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見に関する相談	8	10	3	4	8
申立支援	3	1	0	1	1
町長申立て	1	1	0	0	1

中部成年後見支援センター相談対応件数（高齢者・障がい者）

	平成 28 年度	令和 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見に関する相談	41	12	30	13	7
受任件数	8	7	8	7	5

成年後見制度の利用者数（令和 3 年 9 月 30 日現在）

法定後見			任意後見
後見	保佐	補助	0
28	8	5	

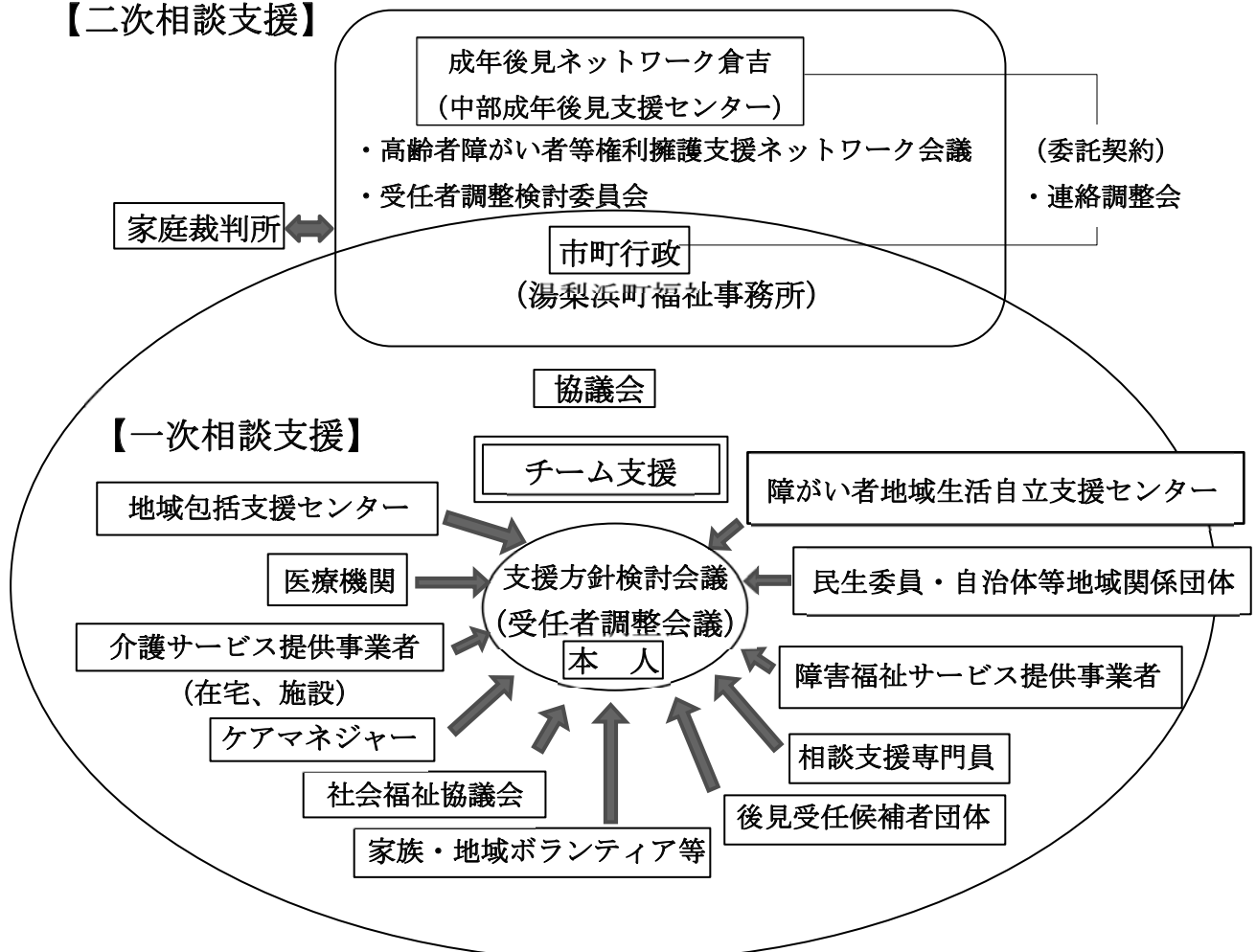
申立件数（家庭裁判所統計資料より）

	平成 28 年度	令和 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助	0	1	0	0	2
保佐	3	2	1	1	2
後見	5	2	0	3	6

【中核機関と地域連携ネットワークの取り組み】

【中核機関】

【二次相談支援】



【具体的な取り組み】

中核機関	一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉と中部地区１市４町で合同設置をし、一次相談支援は各市町の担当課、二次相談支援は、成年後見ネットワーク倉吉の中部成年後見支援センターが実施します。
広報機能	・成年後見制度の利用、意思決定支援について、十分に理解されていない状況であることから、パンフレットの作成や広報誌、ホームページを活用し、広報活動を積極的に努めます。 ・講演会や研修会の開催、地域サロンでの紹介、出前講座を実施し、制度を正しく理解することができるよう努めます。
相談機能	・相談窓口の周知、充実を推進します。 相談窓口 湯梨浜町役場 湯梨浜町大字久留 19 番地 1 長寿福祉課（地域包括支援センター） 総合福祉課 ・成年後見制度の利用を検討している人等の相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援を検討します。
成年後見制度 利用促進機能	・専門職団体と連携し、財産管理だけでなく意思決定支援や身上保護も重視した成年後見人等の受任者の調整に努めます。一次相談支援で対応が困難なケースについては、二次相談支援である成年後見ネットワーク倉吉が主体の受任者調整検討会議につなげます。 ・中核機関を中心に地域における各種専門職団体、関係機関の協力、連携の強化を図り、チームで検討するための支援方針検討会議の開催や、多職種間での地域課題の検討・調整・解決に向けての取り組みが図れるよう努めます。 ・地域住民が安心して利用ができるよう社会福祉協議会と連携し、法人後見事業の実施におけて取り組みます。 ・関係機関と連携し、市民後見人の養成及び育成を図ります。 ・社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行ができるよう努めます。

後見人等支援 機能	・ 審判の申立て費用や後見人等報酬助成制度の利用促進を図り、円滑な利用ができるように努めます（成年後見制度利用支援事業の充実）。 ・ 市民後見人が安心して活動ができるよう、活動に対する相談支援体制の整備やフォローアップ研修を実施し、地域の向上やモチベーションの維持を図れるよう取り組みます。 ・ 制度の利用が必要な地域住民について、本人の状況に応じて、本人にかかわる親族、地域の関係者、福祉・医療等の関係者が「チーム」として関わり、本人の意思を尊重した支援や成年後見人等を調整するため、町単位の協議会の設置を勧めます（一次相談支援体制の充実）。
不正防止	・ 親族後見人等が適切な支援ができるよう、地域連携ネットワークやチームでの見守り・支援を行い、理解不足や知識不足からくる不正の防止に取り組みます。 ・ 成年後見人等が本人に対して、経済的虐待や横領等の不適切な行為を把握した場合は、家庭裁判所等と連携し適切な対応を取ります。

【参考】

法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

ほうていこうけんせいど 法定後見制度の3類型

	ほじょ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
せいねんこうけんにん 成年後見人等が 同意又は取り消す ことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、 民法13条1項記載の行為 のほか、申立てにより裁判 所が定める行為	原則としてすべての 法律行為
せいねんこうけんにん 成年後見人等が 代理することが できる行為 (※3)	申立てにより裁判所 が定める行為	申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

第7章 再犯防止推進計画

【計画策定の趣旨】

犯罪や非行をした人が、市民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として生活をしていくことで、犯罪の未然防止につながり、安全で安心して暮らせるまちの実現へとつながります。

そのためには、多様化が進む社会において犯罪や非行をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、町、刑事司法関係機関、支援関係機関及び民間ボランティアを中心とした更生保護に携わる団体等が互いに連携しながら多方面における取組を進めていく必要があります。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）」が施行され、そこでは再犯の防止等にかかる国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項が示されています。

平成29年12月に国が「再犯防止推進計画」を策定し、平成30年4月に鳥取県が「鳥取県再犯防止推進計画」を策定しました。

各市町村においても、再犯防止推進法第8条第1項において、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を策定することが求められています。

本計画は、その地方再犯防止推進計画として位置づけます。

【現状と課題】

わが国における刑法犯の検挙者数は減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつありますが、再犯者の占める割合（再犯者率）は約50%と高く、安心安全な社会を実現するためには、再犯防止が課題となっています。

こうした状況の中、本町においては、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアである保護司会をはじめ、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体である更生保護女性会などの活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑な社会生活を営めるよう支援しています。

【方向性】

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠ですが、一方で、犯罪や非行をした人を社会から孤立させるのではなく、地域社会の一員として受け入れることができる社会であることも必要です。

そのためには、犯罪や非行をした人の更生について町民の理解と協力を得るための広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず生活困窮に陥り

再犯に至るケースがありますが、その大きな要因として、就労を希望しても思うように定職に就くことができないことが挙げられます。

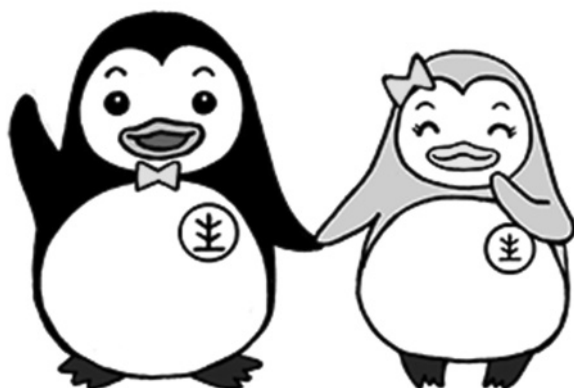
この他にも、帰住先（住まい）がないことも、社会復帰後の生活を困難にしている要因です。

これらのことから、犯罪や非行をした人が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援として、地域福祉推進計画と連携し、次のような施策の方向性を定めます。

- 就労・住居の確保
- 保健医療・福祉サービスの利用の推進
- 学校等と連携した修学支援
- 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施等
- 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

【計画の期間】

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



こんにちは！

ボクたちは、更生ペンギンのホゴちゃん
（左）とサラちゃん（右）です！

更生保護マスコットキャラクター『更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん』のプロフィール

立ち直ろうとしている人をいつも見守り、犯罪や非行のない明るい社会を願う心優しいペンギンです。

【具体的な取り組み】

就労・住居 の確保	・ハローワーク、保護観察所、協力企業主など関係機関と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や必要な支援を行います。 ・犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、町営住宅への入居に配慮し、広報紙等を活用するなどの情報提供を行います。 また、家賃が支払えるにもかかわらず、保証人が確保できず賃貸住宅の入居契約ができない人について、鳥取県居住支援協議会が鳥
--------------	---

	取県社会福祉協議会へ業務委託している鳥取県家賃債務保証事業へつなぎます。 ・社会復帰を目指しているが、就労が困難であるなどの理由により生活困窮に陥っている場合には、生活保護制度の活用、生活困窮者自立支援制度などの活用を行います。
保健医療・福祉サービスの利用の促進	・犯罪や非行をした人の受入体制の協議などを行うため、矯正施設や保護観察所等との連携を図ります。 ・犯罪や非行をした人のうち、高齢や障がい等により保健医療・福祉の支援を必要とする人に対して、必要とする情報を提供し、保健・医療・福祉サービスにつなげ、地域において自活した生活を可能とするために、鳥取県地域生活定着支援センターなど関係機関・団体との連携を図ります。
学校等と連携した修学支援	・学校教育では道徳科でも法やルールを守ることの大切さを教えており、犯罪を起こさない規範意識の醸成をはじめ、道徳的行為をする内面の力を育てる教育を推進するため、学校との連携を図ります。 ・児童生徒の非行（再犯）や犯罪被害の未然防止に係る情報共有を図るため、学校だけでなく相談窓口等の情報提供を行います。 ・警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。
犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施等	・再犯防止のための支援を効果的に行うためには、犯罪や非行をした人の経歴や心身の状況、家庭環境や経済的状況などの特性を把握した上で、支援関係機関等がこれらの特性に応じて行う指導等に関して情報共有を行い、役割を分担しながら取り組みます。 ・非行に陥った少年等の中には、発達上の課題を有し、指導の内容の理解に時間を要したり、特別な措置を必要としたりする人が存在します。そのような人が、発達障がい等の障がいを有している場合も少なくありません。 その場合、児童相談所や学校、その他子どもの支援に関わる関係機関等の連携を図ります。
民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	・再犯防止や更生保護に関する理解を深めるため、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである7月の「社会を明るくする運動」のほか、同月の再犯防止啓発月間には広報活動を強化します。 ・更生保護や犯罪・非行の防止に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、各種団体等の活動を周知し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。

※計画策定後も、本計画を着実に実施するため、関係機関と連携・協力するとともに関係各課が緊密に連携し、これらの再犯防止施策に取り組みます。

※再犯防止推進法の抜粋

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3～7 略

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

問い合わせ・相談の窓口

湯梨浜町役場町民課東郷支所

湯梨浜町大字龍島500番地

湯梨浜町役場町民課

湯梨浜町大字久留19番地1

資 料

Ⅰ 用語解説

区分	用語	解説
あ	あいサポーター研修	多様な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮を理解して障がいのある方を手助けする人（あいサポーター）になるための研修。
	愛の輪協力員	ひとり暮らし高齢者等が地域の中で安心して生活できるよう、協力員として登録した近隣の住民が見守りや安否確認を行う。
	アウトリーチ	直訳すると「外に手を伸ばす」。福祉分野では支援が必要であるにも関わらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて、情報や支援を届けるプロセスをいう。
	アセスメント	サービス提供前に、利用者がどのような支援やサービスを必要としているかを把握して、問題解決に向き合えるようにすること。
	入所支援	罪を犯したものの刑務所などの矯正施設へ入所までは至らず、起訴猶予、執行猶予、罰金・科料を受けた方のうち、高齢又は障がい等により福祉的支援が必要な方に対する支援。
	インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）に対し、家族、近隣住民、友人、ボランティアなどによって提供される制度に基づかない援助。
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。
	SDGs （エス・ディー・ジーズ）	Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標 2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際社会共通の目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と細分化された169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すもの。
	NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に収益を配分することを目的としない団体の総称。広義では非営利団体のことを指す。
か	共助交通	買い物や通院等の日常生活における移動手段を確保するため、地域の人たちで行う移動支援活動。

区分	用語	解説
か	暮らしサポートセンターゆりはま	日常生活をおくるうえでのあらゆる困りごとに対する相談を受け付け、関係機関と連携をとりながら支援を行う湯梨浜町社会福祉協議会の機関。
	更生保護	国が民間の人々と連携して、犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動である。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	子育て世代包括支援センター	子育て支援課内に開設している母子保健、育児に関する相談窓口。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するもの。
さ	災害ボランティアセンター	災害時に被災者のニーズ（被害の復旧や生活の支援、心の支えを求める気持ちなど）に沿って、被災地に駆けつける多くのボランティア希望者が活動をできるよう、期間を限定し、災害復興支援に特化した活動の調整を行う組織。
	市民後見人	社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方。
	社会資源	利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称している。
	障がい者相談員	障がいのある方が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がいのある方やその家族の相談に応じ、自立に必要な援助を行っている。
	障がい者地域活動支援センター	障がいのある人の日中の活動をサポートする機関。創作、生産活動、地域交流など、地域生活を支える多様なサービスを行っている。
	生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るための各種支援を行う事業。
	生活困難者	働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、あるいは、様々な理由によりひきこもっている、通院・買物に行く手段がないなど生活に関する困難を抱えた人。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行うもの。

区分	用語	解説
さ	生活支援体制整備事業	羽合・泊・東郷の各地域ごとに生活支援コーディネーターと協議体を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで地域全体で高齢者の生活を支える体制を整備すること。
	生活福祉資金	所得の低い世帯、障がいがある人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して生活に必要な資金の貸付を行う国の制度。資金の貸付を行うことにより、世帯の経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る。
	セーフティネット	失業や事故、病気、高齢といった様々な要因による経済的な困窮などに備える社会保障制度。
た	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	複雑、複合化した福祉の問題に対応するため、コーディネーター（相談支援包括化推進員）を配置し、各相談支援機関と連携しながら、属性を問わない包括的な支援をする事業。
	短期集中ゆりりんサロン活動	地域包括支援センター職員が講師となり地区サロンに出向き、ゆりりんメイトと一緒に、約3か月間（月2回～4回）、地区サロンが自主的に介護予防活動ができるよう技術的な支援を行う。
	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される仕組みのこと。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域生活定着支援センター	刑務所などの矯正施設退所予定者及び退所者や、罪を犯したものの矯正施設へ入所までは至らなかった人で、高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする人に対し、一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。
	中核機関	権利擁護を必要とする方々を迅速かつ適切な支援に繋げるため各関係機関やチームで構成された「権利擁護支援ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。
	中間就労	すぐに一般就労が困難な方に対し、自立した日常生活や社会参加ができるように支援する就労訓練。福祉就労と一般就労の中間的領域に位置する。

区分	用語	解説
た	出口支援	矯正施設出所者で、高齢又は障がい等により福祉的支援が必要な方に対する支援。
な	日常生活自立支援事業	日常生活に不安を抱えている高齢者や障がい者を対象とし、福祉サービスの利用手続きや金銭管理等、住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう支援する事業。
	認知症サポーター養成講座	平成17年から始まった取組で、厚生労働省が推奨する「認知症サポーター養成講座」を受講した人は誰でも、認知症の人やその家族の「応援者」になることができる。
	ノーマライゼーション	高齢者、障がい者の有無といった年齢や社会的マイノリティ（社会的少数者）といったことに関係なく生活や権利などが保障された環境を作っていく考え方。
は	8050問題	長期化したひきこもりに関する社会問題。80代の親が50代のひきこもりの子の生活を支えており、その多くは様々な理由から外部への相談も難しく、親子で社会から孤立した状態になっている。
	伴走型支援	社会的孤立による、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクに対し、「つながり続けること」を目的とする支援。
	福祉推進員	近隣住民（高齢者等）に一声かけたり、民生児童委員や愛の輪協力員等と連絡を密にし、社会福祉協議会等と協力して地域の福祉問題（ニーズ）を発見し、解決に結びつける「担い手」。
	フレイル	加齢とともに活動能力が低下し、健康な状態から要介護の状態に移行する段階の身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。
	フードサポート（緊急用食糧等支援事業）	生活困窮など生計上の困難に直面している世帯に対し、町内協力者より提供された食糧等の支援を行う事業。
	包括的な支援体制	単独の相談支援機関では対応できない多様化・複雑化する福祉ニーズに対し、多様な社会資源の活用や多職種の連携により包括的に支援していく体制。
	法人後見事業	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
	ボランティアセンター	社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動の推進を目的とした機関。主な事業としてニーズ（需要）の受付、ボランティアの派遣、ボランティアの育成を行う。

区分	用語	解説
は	母子手帳アプリ（母子モ）	妊娠中から出産・子育て期にかけて、健診・予防接種と大忙しの子育て世代に、安心して子育てをしていただくための支援ツールとしてのスマートフォンアプリ。（子育て情報の配信、オンライン相談、予防接種スケジュール管理等に活用）
	保護観察所	犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会の中で更生できるように保護司や地域の人々の協力を得て、保護観察や犯罪予防活動などを実施する国の機関。
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱される。刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。
ま	マッチング	支援の必要な人に支援を届けるため、支援を必要としている人と支援したい人を組み合わせること。
	民生委員・児童委員（民生児童委員）	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行っている。民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安等に関する相談や支援を行っている。
や	ヤングケアラー	本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行い、自らの生活や学業に影響を受けている18歳未満の子どものこと。
	有償サービス	困りごとの援助活動に対し、実費や交通費等の金銭授受を伴うサービス。
	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。その概念は、製品だけでなく、情報、環境、精神面などにも汎用。
	ゆりはますこやかライン	子育て、児童虐待相談の専用電話として24時間開設している。
	ゆりりんメイト	ボランティアとして地域の自主的な介護予防や健康づくり活動の指導や支援を行っていく「介護予防・健康づくりリーダー」。

2 湯梨浜町地域福祉推進計画策定に係るアンケート結果

いただいたご提案・ご意見について一部要約し、掲載しています。

(1) 対象者

区長	75人	
福祉推進員	166人	(区長と福祉推進員の重複8人)
合計	233人	

(2) 実施期間

令和3年6月11日～6月25日

(3) 回収

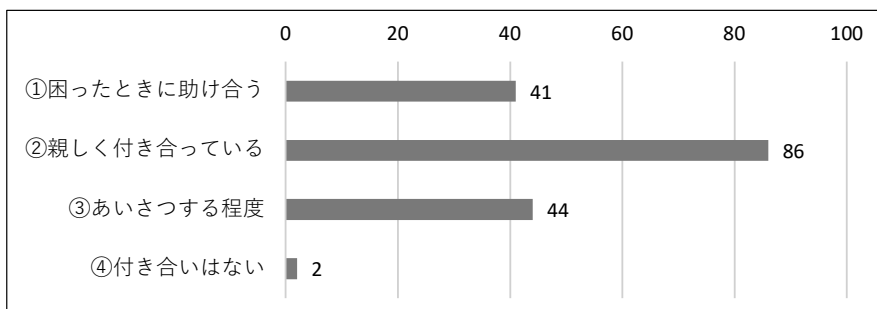
173人 (回収率 74.2%)

(4) 結果

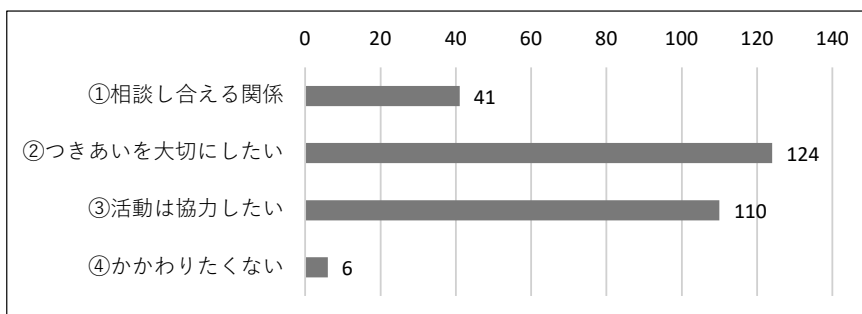
問1 あなたのお住まいの地域はどちらですか。(いずれか1つに○)

①羽合地域	78	
②泊地域	23	
③東郷地域	71	未回答 1

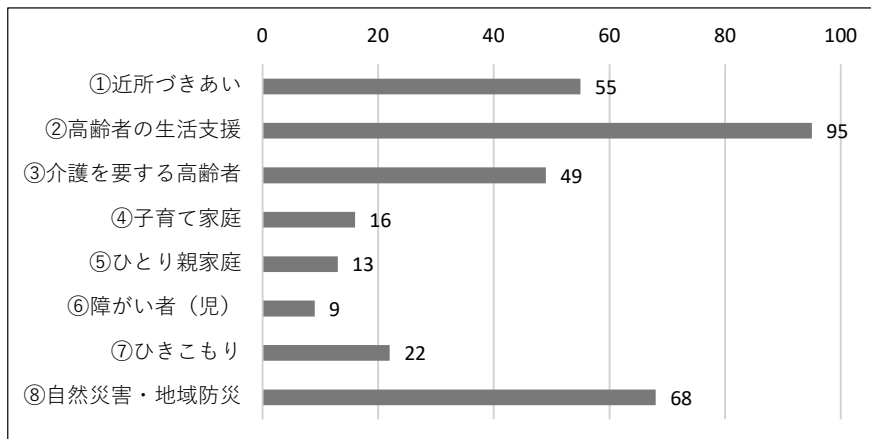
問2 あなたはご近所の人とどの程度おつきあいがありますか。(いずれか1つに○)



問3 地域での人と人とのかかわりについて、どのようにお考えですか。(あてはまるものすべてに○)



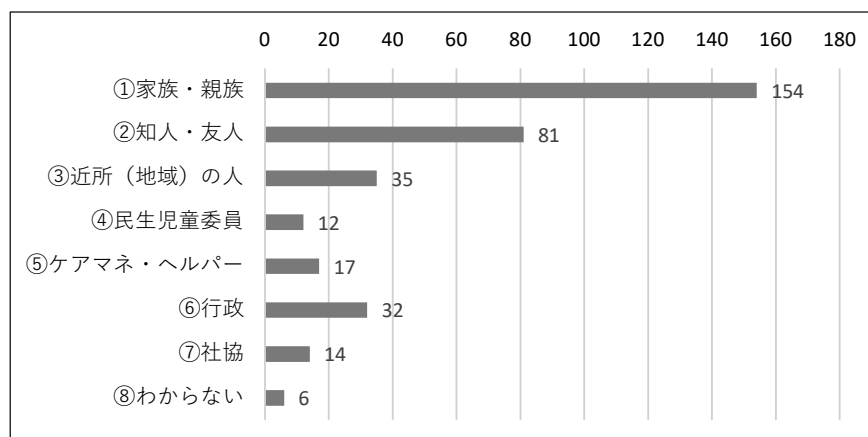
問 4 あなたの住んでいる地域にはどのような課題や問題があると感じますか。（あてはまるものすべてに○）



⑨その他（主なもの）

- ・ごみの分別に関すること ・人口減少、空き家対策
- ・新しく入ってきた方と今までの人との関係を築くこと

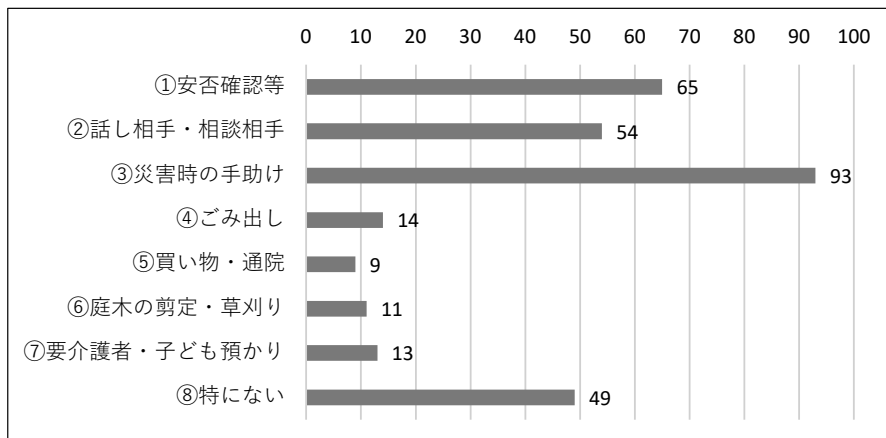
問 5 あなたは、日常生活での不安や悩みを誰（どこ）に相談しようと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



⑨その他（主なもの）

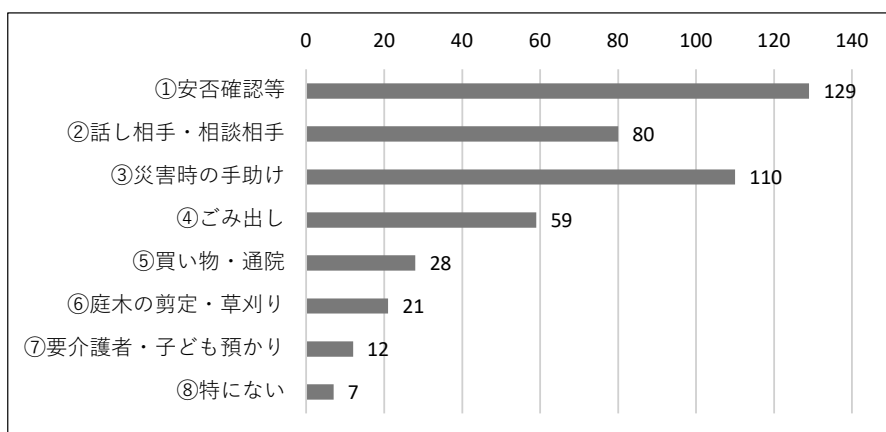
- ・支援センター ・主治医 ・職場の人 ・SNS情報収集

問6 あなたが困っている時に近所の人にしてもらいたいことはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

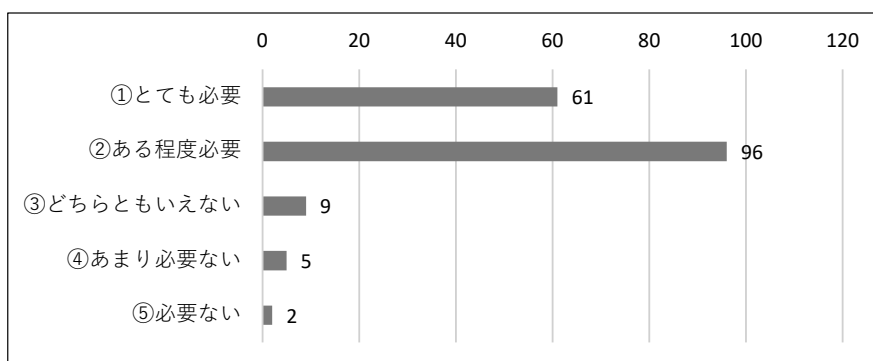


⑨その他（主なもの）
・ 緊急時の手助け

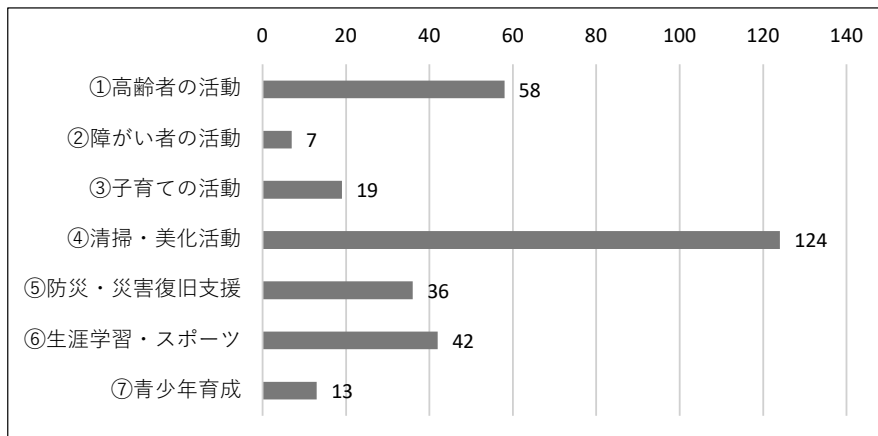
問7 近所の人困っているときにできることはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）



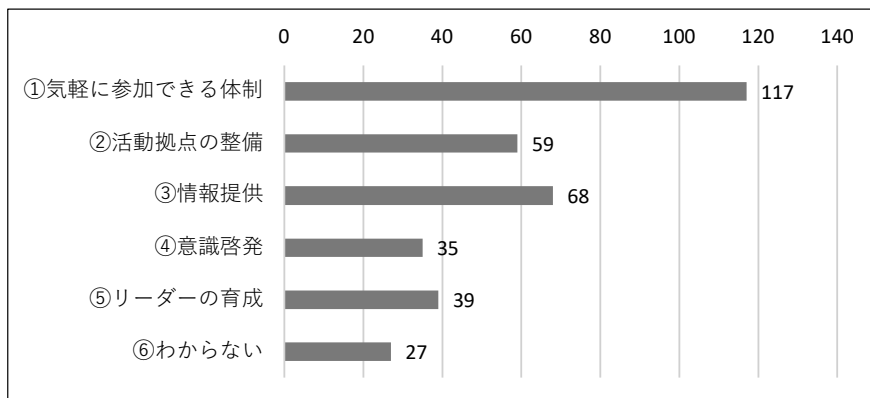
問8 あなたは、近所同士での助け合いや支えあいが必要だと思いますか。（いずれか1つに○）



問 9 あなたが現在参加している、または過去に参加したことがあるボランティア活動を教えてください。（主なもの3つまでに○）



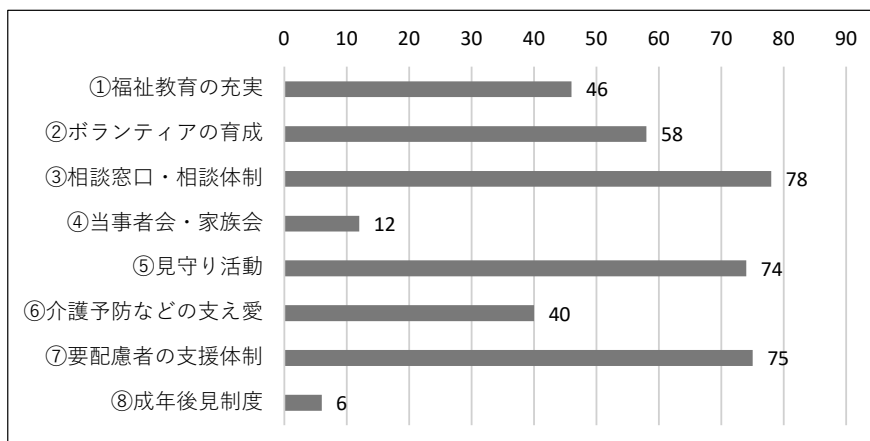
問 10 ボランティア活動を盛んにするためにはどんなことが大切だと思いますか。（主なもの3つまでに○）



⑦その他（主なもの）

- ・最低限の補償（交通費など）
- ・有償ボランティアも有っていい
- ・地域の人に喜んでもらえる環境にする

問 11 今後、湯梨浜町で取り組む施策として、次のうちどれを優先して充実すべきだと思いますか。（あてはまるもの3つまでに○）



問１２ その他、地域福祉に対するご提案、ご意見がありましたらご記入ください。

- ・サロン活動を続けるためにはリーダーが必要であり、リーダーの育成が必要である。
- ・どの地区も高齢化が進み、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域活動自体が難しい。
- ・高齢者が多くなってきている。高齢者が心配せずに相談できる環境が必要。
- ・独居、空き家が多く、近所に支えてくれる人のいない独居高齢者のケアが必要なのではないか。
- ・近所づきあいや見守り等、行き過ぎると嫌な気持ちになるので、加減が難しい。
- ・ご近所の困り事は、程よい距離を保ちながら支え合いができるよう行政につなぐなど、トラブルにならないよう心がけている。
- ・人間関係を作っていくことが必要である。人と人との輪が大切である。
- ・地域でのつきあいが負担となっている場合もある。子が県外にいても親の面倒は子が見るべきではないか。
- ・ボランティアは高齢化し、若い人の参加が少ない。また、リーダーになる方がなく、存続が難しくなっている。
- ・有償ボランティアの体制整備が必要。
- ・子どもたちにボランティアについて知ってもらい、情報提供を行いボランティアに参加してもらいしくみづくりが必要。
- ・高齢者の買い物支援などにタブレットを活用するなど、ＩＴを活用した取り組みは考えられないか。
- ・福祉制度を知らない人も多いように感じる。巡回福祉相談会のようなものができるのではないか。

3 湯梨浜町地域福祉推進計画策定委員会

湯梨浜町地域福祉推進計画策定委員会委員名簿
(湯梨浜町地域福祉計画・湯梨浜町地域福祉活動計画)

	氏 名	所属等	備考
1	天野 勇	自治会代表（泊5区区長）	
2	河原 孝徳	民生児童委員（羽合支部）	
3	爲平 さえ子	民生児童委員（泊支部）	
4	山田 政則	民生児童委員（東郷支部）	
5	松岡 悦子	ボランティア団体（東郷赤十字奉仕団）	
6	吉川 久美江	ボランティア団体（羽合配食サービス）	
7	水野 彰	福祉団体（高齢者クラブ連合会）	
8	平尾 孝昭	福祉団体（三幸会）	
9	塩 俊英	高齢者福祉（湯梨浜はごろも苑）	副委員長
10	小林 敦子	障がい者福祉（相談支援センターサポートりんくす）	
11	江崎 慶子	児童福祉（たじりこども園評価委員）	
12	松村 久	一般社団法人 成年後見ネットワーク倉吉	
13	前田 昭夫	倉吉保護区保護司会湯梨浜分区	
14	松原 厚子	社会福祉協議会（理事）	委員長
15	速水 敏人	社会福祉協議会（評議員）	

事務局

湯梨浜町役場

亀井 雅議	副町長（福祉事務所長）
竹本 里香	総合福祉課課長
前田 知代	総合福祉課課長補佐
川崎 恵子	総合福祉課総合福祉係長
西田 貴頼	長寿福祉課課長兼地域包括支援センター所長
田中 理美	地域包括支援センター主任介護支援専門員
杉原 美鈴	子育て支援課課長
河本 希一	町民課参事兼東郷支所長

湯梨浜町社会福祉協議会

森 一子	事務局長
谷川 由佳子	総務福祉課課長
谷岡 隆幸	総務福祉課課長補佐

湯梨浜町地域福祉推進計画

第4期 湯梨浜町地域福祉計画

第4次 湯梨浜町地域福祉活動計画

発行 令和4年3月

編集 湯梨浜町・湯梨浜町社会福祉協議会

湯梨浜町総合福祉課

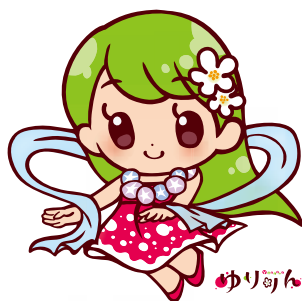
電話 0858-35-5373

FAX 0858-35-5376

社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会

電話 0858-34-6002

FAX 0858-34-6013



湯梨浜町地域福祉推進計画
湯梨浜町・湯梨浜町社会福祉協議会